

南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和元年度)

達成度は「具体的取組と目標」の目標に対し、令和元年度で達成したかどうかについての達成度を担当課が記載しています。

【A】年度目標を達成している:「目標通り事業を実施・推進した」、「目標通り事業を実施・推進したが、新たな課題が見つかった」、「参加人数は少ないが、少人数で充実したものが行えた(※実施することが目標である場合)」

【B】年度目標を達成していないが、目標に対して推進が認められる:「目標の達成には至らなかったが、概ね事業を実施・推進した」~「目標の達成に至らなかったが、一部の事業を実施・推進した」

【C】年度目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない:「目標に対して、事業が全くできなかった」

【※】該当事業なし:「今年度は施策に対応したをおこなっていない」「施策に挙げていた事業は廃止した」

資料1-2

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和元年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和元年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何が出来て、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成度
1 子育て・子育てを支える仕組みづくり	(1) 家庭における子育て力の向上	① パパママ教室・健診など母子保健事業での情報提供	母子保健事業 育児支援事業	子育てに対する不安を軽減するため、パパママ教室や乳幼児健診にて子育ての情報を提供するほか、個別相談に応じ、安心して子育てできるよう支援しています。	継続	保健医療課	子育て力の向上及び、子育ての不安が解消できるように、パパママ教室や乳幼児健診・子育て相談・離乳食教室・1歳すくすく教室・にこにこ親子教室等を実施し、子どもの発達や育児について知識の提供と子どもへの関わりなど、健康教育や相談を実施します。パパママ教室や乳幼児健診・子育て相談・離乳食教室・1歳すくすく教室・にこにこ親子教室の参加を増やします。	妊娠届出時から、子育て制度や子育て広場等の紹介を行い、参加への動機づけを行いました。各種教室では、子どもとの遊び方、調理の仕方、歯磨きの方法等実践を交えてアドバイスをを行い、子育ての具体的な方法を得る機会とし、参加者より高い満足度を得ています。また、乳幼児健診、子育て相談では、個々の状況に合わせたアドバイスをを行いました。乳児前期健診では、すこやかセンター・NPOとも連携し、子育て広場等の情報提供を行っています。令和元年度の参加者数は、パパママ教室:妊婦28名(11.8%)、配偶者9名(4.7%)で昨年度より妊婦・配偶者共に減少しています。乳幼児健診924人、子育て相談583人、離乳食教室72人、1歳すくすく教室50人、にこにこ親子教室849人です。離乳食教室・1歳すくすく教室共に参加率は微減しています。	B
		② 父親の育児参加の推進	(子育て支援課) 子育てすこやかセンター管理運営事業	父親の育児参加の意識を高め、子どもとの関わり方を学ぶため、父親対象の育児教室や家庭教育学級等の事業を実施します。子育てすこやかセンター事業としては「パパ講座」を年に2回実施しています。家庭教育学級支援事業としては、家庭教育力を高めるために、幼稚園、小・中学校やPTAなどと連携を図りながら、各種事業を実施しています。	継続	社会教育課 子育て支援課	(社会教育課) 家庭教育の支援につながる事業は継続的に実施していますが、父親を対象とした事業については実施していません。 (子育て支援課) 子育てすこやかセンターで「子育て講座」を月1回開催、内2回を日曜日に開催し、特に父親の参加を促す内容を企画します。	(社会教育課) 父親を対象とした事業については実施していませんが、家庭教育の支援につながる事業は継続的に実施しています、令和元年度は幼稚園、小・中学校8カ所です17講座実施されました。 (子育て支援課) 6月と2月に日曜講座を開催し、計27組(うち父親参加延べ15組)の参加がありました。「日曜講座」として、父子の参加に限定せず実施したことから、母子での参加も増え、全体の参加組数は増加しています。(父子だけの参加家庭数28年度延べ2組、29年度延べ5組、30年度延べ10組、令和元年度延べ6組) 26年度 延べ11組(うち父参加11組) 27年度 延べ21組(うち父参加19組) 28年度 延べ27組(うち父参加24組) 29年度 延べ38組(うち父参加38組) 30年度 延べ24組(うち父参加24組) 令和元年度 延べ27組(うち父参加15組)	B A
		③ 育児支援に係る講座等の実施	(子育て支援課) にこにこ育児推進事業 (社会福祉課) 発達支援センター管理運営事業 ・ほめ方ワーク事業	子どもとの関わり方、子育ての仕方に不安を抱く親への支援として、講座等を開催します。例えば就学前や発達支援が必要な子の親を対象にペアレントトレーニングを実施します。子どもの泣きへの理解と対処の方法についてや正しい抱っこの仕方などの手法を学ぶ機会や、子どもとのふれあいの大切さも感じてもらう親子のコミュニケーションの機会等を提供します。	新規	社会福祉課 子育て支援課	(子育て支援課) ペアレントトレーニングの手法を用い、ほめ方教室を開講します。特に幼児の保護者を対象に2クラス開講します。家庭での振り返りの機会を設け、ロールプレーを取り入れます。講師は府のペアレントトレーニング養成講座を受講しています。園部会場で2クラス、各4回講座の日程で行います。 継続的な支援を図るため、講座参加者に対し、フォローアップの事業を計画し、実施します。 (社会福祉課) 発達支援相談を受けている保護者に、ペアレントトレーニングの手法を用い、のびのび教室を2クールとフォロー会を開講します。参加前後のアンケートにより、振り返りも行っています。子どもとの関わりに不安ややりにくさを抱えている保護者が、具体的な対処方法を学び実践できることを目的に実施します。	(子育て支援課) 令和元年度は、9月~10月に講座を開講。11名の参加がありました。また、11月に講座の振り返りを行う、フォローアップ講座を実施しました。人数は少ないですが、個別にじっくりと関わり、子育て不安を抱える親支援としては必要な事業であるため次年度も継続していきます。 (社会福祉課) のびのび教室2クール、フォロー会を1回実施しました。(参加者:実人数10人・延べ27人) 子どもとの関わり方を学ぶことにより、子育てを振り返ることができ、アンケート結果からも褒める意識が高まった等、保護者に肯定感のある育児ができるよう支援ができました。次年度も継続して事業を実施していきます。	A A
【参考:民間団体、ボランティア団体での取り組み】 民間団体、ボランティア団体においても、地域の方々が参加しやすいイベントを実施され、父親の育児参加の推進を行っていただいております。 ・NPO法人グローアップ:緑日、ハロウィンパーティー、クリスマスパーティーなど ・みやま子育てパートナーズよっといで:夏まつり、クリスマススペシャルカフェなど ・すくすくやぎっこ:クリスマスとおもちつき大会など									

南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和元年度)

資料1-2

達成度は「具体的取組と目標」の目標に対し、令和元年度で達成したかどうかについての達成度を担当課が記載しています。

【A】年度目標を達成している:「目標通り事業を実施・推進した」、「目標通り事業を実施・推進したが、新たな課題が見つかった」、「参加人数は少ないが、少人数で充実したものが行えた(※実施することが目標である場合)」

【B】年度目標を達成していないが、目標に対して推進が認められる:「目標の達成には至らなかったが、概ね事業を実施・推進した」~「目標の達成に至らなかったが、一部の事業を実施・推進した」

【C】年度目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない:「目標に対して、事業が全くできなかった」

【※】該当事業なし:「今年度は施策に対応したをおこなっていない」「施策に挙げている事業は廃止した」

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和元年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和元年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何が出来て、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成度
1 子育て・子育てを支える仕組みづくり	(1) 家庭における子育て力の向上	④子育て広場事業の充実	子育てすこやかセンター管理運営事業	就園前の乳幼児の親子を対象として、ボランティアによる絵本の読み聞かせや遊びの紹介などを通じ、豊かな情操を育てます。また、育児相談、体重測定、交流、保護者の学びの機会として講座を開催し、講師にはその分野に応じ、ボランティアや保健師、栄養士、助産師を迎え、育児についての不安軽減、解消を図ります。	継続	子育て支援課	子育てすこやかセンターでは、読書ボランティアによる「お話し」や保健師、栄養士を講師に「子育て講座」「子育て広場0歳～」等の講座を定期的に開催します。すこやかセンター運営全体を見直しながら、事業を実施します。	計画通りの講座実施ができました。子育てすこやかセンターでは利用者数は前年度に比べ減少していますが、利用者を温かく迎え入れ、子どもにとって居心地のよい居場所づくりを行い、子ども年齢に合わせた行事を実施しています。「お話し」、「子育て講座」、「子育て広場0歳～」の参加者数合計 26年度 延べ438組 963人 27年度 延べ614組 1,307人 28年度 延べ629組 1,351人 29年度 延べ757組 1,625人 30年度 延べ548組 1,418人 令和元年度 延べ236組 516人	A
		<p>【参考:民間団体、ボランティア団体での取り組み】 民間団体、ボランティア団体においても、子育て中の親子が集える居場所づくりを行っていただいております。 ・NPO法人グローアップ:市からの委託により毎週5回ほこぼこくらぶ八木ひろばを開設、また出張広場として毎週1回ほこぼこくらぶ日吉、美山、園部広場を開設。 ・みやま子育てパートナーズよっといで:毎月1回よっといでひろばを美山町内で開設。 ・すくすくやぎっこ:毎週2回、ミニすくとして南丹市役所八木支所子育て支援ルーム(令和元年7月以降は八木公民館和室)を借り、親子が集える場所を提供。 ・ママハウス:毎月1回、親子で集える居場所を日吉町内で開設。 ・ぶちサロン:不定期で親子で集える居場所をを美山町内で開設。</p>							
		⑤親子のふれあい活動の充実	日吉町郷土資料館体験講座	親子料理教室等の体験活動への参加を促進し、小学生親子のふれあい活動を推進します。今後は、市内全域での公募を行うとともに、周知・募集方法を検討します。	継続	社会教育課	日吉町郷土資料館体験講座として、毎年11月に郷土の伝承料理体験講座と3月に「白みそづくり」体験講座を実施します。継続的に毎年実施していく計画となっています。	毎年恒例の行事を親子で参加できる内容として実施しましたが、参加者は少数でした。	B

南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和元年度)

達成度は「具体的取組と目標」の目標に対し、令和元年度で達成したかどうかについての達成度を担当課が記載しています。

【A】年度目標を達成している:「目標通り事業を実施・推進した」、「目標通り事業を実施・推進したが、新たな課題が見つかった」、「参加人数は少ないが、少人数で充実したものが行えた(※実施することが目標である場合)」

【B】年度目標を達成していないが、目標に対して推進が認められる:「目標の達成には至らなかったが、概ね事業を実施・推進した」~「目標の達成に至らなかったが、一部の事業を実施・推進した」

【C】年度目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない:「目標に対して、事業が全くできなかった」

【※】該当事業なし:「今年度は施策に対応したをおこなっていない」「施策に挙げていた事業は廃止した」

資料1-2

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和元年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和元年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何が出来て、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成度	
1 子育て・子育てを支える仕組みづくり	(2) 子育て支援サービスの提供	①時間外保育事業(延長保育事業)		早期と夕方の延長保育を実施しています。今後も継続して実施することとし、保護者の働き方や利用状況を踏まえて対応していきます。	継続	子育て支援課	保育標準時間(8時~19時):7時30分~8時 保育短時間(8時30分~16時30分):7時30分~8時30分 16時30分~19時 *公立保育所9か所のうち1か所(興風保育所)は現在保育の実施をしていません。 これまでと同様に1回200円の利用料で継続しています。	平成30年度は月平均86人の利用に対し、令和元年度は月平均77人となり、利用者は減少しています。令和元年度から延長保育料が必要な時間帯の整理を行ったため、短時間から標準へ変更された利用者が増えています。	A	
		②放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	放課後児童健全育成事業負担金	市内7ヶ所(園部2、日吉2、八木2、美山1)で放課後児童クラブを開設し、家庭に代わる生活の場を確保し、該当児童の健全な育成を図っています。低学年の利用希望に対する提供体制の拡充と、高学年の利用希望に対する体制確保等の環境整備をめざし、既存施設の利活用や改修・改築、学校との連携・調整などにより、実施体制の強化を図ります。	拡充	社会教育課	平成31年度を目標に年間を通じて小学6年生の児童を対象とすることを旨とし、段階的にその拡大を図っていく方針としています。 平成29年度からは従来の小学1~4年生に加え、小学5年生の児童を事業対象としています。 平成30年度からは6年生を受け入れる予定です。 認定支援員研修を計画的に受講していきます。 平成27年度より5年間で全ての支援員が受講できるようにします。	平成30年度から6年生まで受け入れています。(放課後児童クラブ6年生申し込み数22人)認定支援員が令和元年度末で35名となりました。令和元年度末現在で受講資格のある者は認定支援員研修を全員受講することができています。放課後児童クラブ入部申込者数が、年々増加しているため、支援員の増員、配置等の勤務体系、また増加による設備の充実などの環境整備に課題があります。	B	
		③子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)	地域子育て支援事業(子育て短期支援事業)	保護者が、疾病・疲労など生活上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設において養育・保護を行う事業で、南丹市ではショートステイ、トワイライトステイを児童養護施設青葉学園(亀岡市)に委託して実施しています。	継続	子育て支援課	保護者の求めに応じて、また要保護児童対策地域協議会ケースの児童に対して必要に応じ行う事業です。ショートステイについては、おおむね7日以内の期間入所により、養育を行います。トワイライトステイについては、おおむね6か月以内の期間、施設の通所により、生活の安定等を図ります。 養育困難家庭に対し、児童の安心安全を確保する上で、児童相談所による一時保護に代わる役割もあります。今後も必要な支援が適切に行えるよう、施設と連携していきます。	子育て短期支援事業の利用についての相談を受けた事例はありますが、実際の利用はありません。必要に応じて適切に実施し、支援が家庭に必要な家庭を支援していきます。	B	
		④地域子育て支援拠点事業	子育てすこやかセンター管理運営事業	市内には直営・民間委託方式で2か所の拠点を確保し、加えて、地区に出張しての開催をはじめ、気軽に集まれる場の提供を進めています。	継続	子育て支援課	拠点直営として、子育てすこやかセンター(園部町小桜町)を開設しています。 拠点委託として、NPO法人グローアップが運営し、ほこぼくらぶ(八木町)を開設しています。 日吉、美山・園部で出張ひろばとして実施しています。 園部の子育てすこやかセンターと八木のほこぼくらぶの2箇所の拠点は維持し、日吉・美山・園部はニーズに応じて出張対応するなど、市域全体での居場所提供に努めます。	計画通り事業の実施ができました。 子育てすこやかセンターは週5日(月~金)開設しています。 ほこぼくらぶ八木週5日(月~金)、日吉週1日(火)、美山週1日(木)、園部週1日(木)に開設しています。令和元年11月からほこぼくらぶ美山中学校ひろばを月1日開設し、中学生が子育て中の親子と交流し、いのちの大切さや出産・子育てについて学ぶ機会を設けています。	A	
		⑤一時預かり事業		これまで、保育所では一時保育を実施してきました。平成27年度から、急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、一時預かり事業として実施します。	継続	子育て支援課	公立保育所では、園部保育所、城南保育所、八木中央保育所、日吉中央保育所、みやま保育所、知井保育所で緊急的な預かりを実施しています。加えて八木中央保育所では週3日を限度とした預かりを実施しています。	令和元年度の緊急的な預かりの利用は6人、就労等による週3日以内の預かり利用者は7人となり、ひと月約4人が利用しています。 次年度より緊急保育の対象施設に八木東保育所、胡麻保育所を加えます。	A	
		【参考:民間団体、ボランティア団体での取り組み】 民間団体においても一時預かり事業を実施されています。 ・NPO法人グローアップ:一時保育バンビ								
		⑥病児・病後児保育事業		これまで未実施ですが、共働き世帯が増え、近くに親等の支援者がいない子育て世帯も増えているため、事業の実施をめざします。	継続	子育て支援課	病院や保育所に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。①病児対応型・病後児対応型②体調不良児対応型③非施設型(訪問型)の3つの類型があります。 熱を出したり病気がかかると保育所を休んだ子の数や日数、また保護者に迎えを要請した子の数、日数等、実績、実態の把握に努めます。医師会に相談し、意見を求めながら方策を検討します。	本市も参画している京都府の「病児・病後児保育事業の広域利用に係る検討会」については、令和元年度は会議が開催されなかったが、検討会の議論も参考にしながら、京都中部医療総合センターでの開設や、誘致する民間保育所での事業実施も視野に、早期実現に向け取り組みを進めます。	B	
⑦ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート事業	子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と子育ての援助を行いたい人(提供会員)が会員となり、地域の中で、子育てを助け合う相互援助活動です。今後も事業の周知を図っていきます。	継続	子育て支援課	平成29年度より子育てすこやかセンターを窓口として南丹市直営で実施しています。依頼会員(おねがい会員)の説明・登録は随時行います。提供会員(まかせて会員)の講習会を実施します。提供会員(まかせて会員)のレベルアップ講習、事業周知を兼ね会員の交流会も実施します。 まかせて会員講習会を年2回実施します。レベルアップ講習会・会員交流会についても各年1回以上実施します。	依頼会員(おねがい会員)の説明・登録を随時行っています。また、子育てつどいの広場で依頼会員(おねがい会員)の説明会を年2回開催しました。 令和元年度会員数 依頼会員 186人 提供会員 122人 両会員 19人 (令和2年3月末時点) 活動件数 延べ422件 (令和2年3月末時点)	A			

南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和元年度)

達成度は「具体的取組と目標」の目標に対し、令和元年度で達成したかどうかについての達成度を担当課が記載しています。

【A】年度目標を達成している:「目標通り事業を実施・推進した」、「目標通り事業を実施・推進したが、新たな課題が見つかった」、「参加人数は少ないが、少人数で充実したものが行えた(※実施することが目標である場合)」

【B】年度目標を達成していないが、目標に対して推進が認められる:「目標の達成には至らなかったが、概ね事業を実施・推進した」~「目標の達成に至らなかったが、一部の事業を実施・推進した」

【C】年度目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない:「目標に対して、事業が全くできなかった」

【※】該当事業なし:「今年度は施策に対応したをおこなっていない」「施策に挙げていた事業は廃止した」

資料1-2

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和元年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和元年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何が出来て、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成度
1 子育て・子育てを支える仕組みづくり	(2) 子育て支援サービスの提供	⑧乳児家庭全戸訪問事業	母子保健事業	生後4か月までの全ての乳児及び母親を対象に、保健師や栄養士が訪問し、身体計測、発育・発達状況の確認や育児相談、予防接種など市の保健事業を紹介しています。また、「おかあさんの健康アンケート」を実施し、母親の産後の不安、育児ストレスに対する支援も行っています。	継続	保健医療課	妊娠届時に出生時のはがき通知、乳児訪問の説明をしています。出生届の確認により、各担当地区保健師より、訪問の予約、訪問を行っています。母子の健康状態の確認、相談とともに予防接種や制度説明を行っています。必要なケースについては継続訪問、栄養士との同伴などで対応しています。全数訪問(新生児訪問含めて)を行います。前期健診までに訪問しているがなるべく早期訪問します。里帰りや入院中、訪問の拒否等で未訪問者については、電話等で母子の状況を把握し、不安、育児ストレスに対する支援等を行います。	出生届情報をもとに、保健師が電話をかけ、訪問し、母子の健康状態を把握し、個別対応を行いました。直接母子に出会い、観察、相談することで育児不安の軽減につながりました。訪問しても不安が高い方は乳児前期健診までに再訪問も行いました。令和元年度の出生数158件のうち、152戸訪問。1戸については、長期里帰りでも他市依頼をしました。残り5件は長期里帰り、新型コロナウイルス感染予防の観点から訪問を希望されなかったケースです。その後の健診や、他の事業等で母子の様子は確認できています。要経過観察対象者には、子育て相談や再訪問等実施して健康や育児の支援を行っています。	A
		⑨妊婦健康診査	妊婦健康診査事業	妊婦の健康管理と経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査の公費負担制度として、基本健診14回分、血液検査、超音波検査等の「妊婦健康診査公費負担受診券」を発行しています。京都府内の委託医療機関及び助産所に提出して、利用することができます。また、京都府外での受診には、償還払いで対応しています。	継続	保健医療課	安心して子どもを産み育てられるように、妊娠中の妊婦健康診査について14回分の基本健診と、14項目の追加検査の妊婦健康診査公費負担受診券を配布、妊婦の歯科健診の助成を行うことで、妊婦の健康管理と経済的負担の軽減を図ります。妊婦歯科健診については、平成27年度より新規事業として実施しました。京都府外での受診には、償還払いで対応します。すべての妊婦が、適切な時期に妊婦健診を受診し、安心して出産が迎えられることを目標とします。また、妊婦歯科健診の受診率を向上させます。	多くの妊婦が妊娠11週までに届け出をし、妊婦健診受診券を活用しています。妊娠届出時に、妊婦歯科健診の案内と受診勧奨を行うとともに、未受診者へのはがきによる受診勧奨を行っています。妊娠届出数 166人 妊婦健診受診延人数 1,977人 妊婦歯科健診受診人数 54人 妊婦健康診査事業を実施し、妊婦への健康管理、経済的負担の軽減ができました。	A
		⑩養育支援訪問事業	母子保健事業 地域子育て支援事業	妊娠婦期から義務教育修了までの子育て期にある家庭で、支援を必要とする家庭に子育てサポーターを派遣し、養育機能の充実を図る育児・家事援助(子育てサポート派遣事業)と、保健師、助産師、看護師、保育士等の訪問による専門的相談により、支援を図っていきます。	継続	保健医療課 子育て支援課	(保健医療課) 乳児家庭全戸訪問を実施し、養育支援対象児の早期発見・早期支援を心掛けます。また、養育支援対象の子ども健康、発育、栄養等問題のある家庭に子育て支援課と連携して、保健師・栄養士が訪問します。関係課と連携して養育支援訪問を実施します。 (子育て支援課) 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅に訪問支援員が訪問し、育児・家事的援助を行うとともに、養育に関する相談・助言を行います。乳児家庭全戸訪問等各種事業を相互に関連させ、児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のための連携を図ります。保健師とも連携し、支援が必要な家庭に適切な事業実施を図っていきます。	(保健医療課) 乳児家庭全戸訪問にて、養育に不安が高いと思われる家庭については、子育て支援課に連携し、支援方法等について相談した上で、継続した訪問等の支援を行いました。長期里帰り等の理由から、全戸訪問にはなりませんでしたが、訪問以外の場で確認、把握が行えました。引き続き全戸訪問、必要者に継続的な関わりをしていきたいと考えます。 (子育て支援課) 7件の利用があり育児援助を実施しました。今後も、引き続き養育の支援が必要な家庭への支援を図っていきます。	B A
		⑪利用者支援事業	地域子育て支援事業 (利用者支援事業)	子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業です。まずは、地域子育て支援拠点での実施をすすめていきます。	新規	子育て支援課	利用者支援事業は、以下の3類計からなっており、継続的な把握と支援プランの策定を実施します。①基本型:利用者支援と地域連携を共に実施。行政窓口以外で親子が継続的に利用できる施設を活用 ②特定型:主に利用者支援を実施。行政機関の窓口を活用。③母子保健型:保健師等の専門職が全ての妊娠婦を対象に利用者支援と地域連携を共に実施。保健センターを活用。 平成27年度に基本型1か所を地域子育て支援拠点事業の委託との相乗効果を期待しNPO法人に委託して実施しています。平成28年度より子育てすこやかセンターにおいても基本型を実施しています。 平成31年度までに「子育て世代包括支援センター」の仕組みを整えるため、母子保健型の実施について保健医療課共に検討します。	基本型は子育てすこやかセンターで利用者支援員が常駐し直営で週5日実施しました。また、NPO法人グローアップへ委託し、ぽこぽこらぶ八木週5日(月~金)、日吉週1日(火)、美山週1日(木)、園部週1日(木)実施しました。母子保健型は相談室を開設して、妊娠届出時には必ず保健師等の専門職が面接を行うことにより、支援が必要な妊婦を早期に発見し、関係機関と連携することにより、不安を解消し支援につなげることが出来ました。毎月、利用者支援事業基本型と母子保健型の連携会議を開催し、連携を行い「子育て世代包括支援センター」の仕組みができています。	A

南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和元年度)

達成度は「具体的取組と目標」の目標に対し、令和元年度で達成したかどうかについての達成度を担当課が記載しています。

【A】年度目標を達成している:「目標通り事業を実施・推進した」、「目標通り事業を実施・推進したが、新たな課題が見つかった」、「参加人数は少ないが、少人数で充実したものが行えた(※実施することが目標である場合)」

【B】年度目標を達成していないが、目標に対して推進が認められる:「目標の達成には至らなかったが、概ね事業を実施・推進した」～「目標の達成に至らなかったが、一部の事業を実施・推進した」

【C】年度目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない:「目標に対して、事業が全くできなかった」

【※】該当事業なし:「今年度は施策に対応したをおこなっていない」「施策に挙げている事業は廃止した」

資料1-2

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和元年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和元年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何が出来て、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成度
1 子育て・子育てを支える仕組みづくり	(3) 地域子育て支援拠点事業等の充実と機能強化	①活動施設・拠点の確保	子育てすこやかセンター管理運営事業	子育てすこやかセンターを中核とし、他の公共施設も活用しながら子育てに関わる活動の機会の充実を図ります。 民間(NPO法人等)委託によるひろば事業は八木防災センターを拠点として、日吉町生涯学習センター、美山文化ホールなど各地区に出張して実施しています。今後も利用者にとって、身近な場所での開催に努めていきます。	継続	子育て支援課	直営の子育てすこやかセンターは月～金の週5日開設しています。 委託のぼこぼこくらぶは気になる木JUJU(八木ひろば)を拠点に月～金の週5日、日吉町生涯学習センター(日吉ひろば)で週1回火曜日、美山文化ホール(美山ひろば)で週1回木曜日に開催しています。園部ひろばは、週1回、横田公民館と南丹市園部南部コミュニティセンターで隔週で開催しています。	計画通り事業の実施ができました。 子育てすこやかセンターでは利用者数は前年度に比べ減少していますが、利用者を温かく迎え入れ、子どもにとって居心地のよい居場所づくりを行い、子ども年齢に合わせた行事を実施しています。 令和元年度利用者数 すこやかセンター 延べ5,051人(前年度比-2,742人) ぼこぼこくらぶ 延べ4,581人(前年度比+973人)	A
		②地域子育て支援拠点事業の充実	地域子育て支援事業(利用者支援事業)子育てすこやかセンター管理運営事業	子育てすこやかセンターと民間委託による「子育て広場」での事業展開により、就園前乳幼児の親子の居場所の充実を図ります。また、一時預かり事業の実施の検討や子育て家庭のニーズに合わせ、幼稚園、保育所の選択や、地域の子育て支援の取組から必要な支援を選択できるような情報提供し、相談・援助を行う利用者支援事業の実施を進めます。 小学生の放課後の居場所や地域住民との交流ができる居場所としてのあり方も検討します。	拡充	子育て支援課	子育てすこやかセンターでは常駐の支援員を配置し、週5日利用者支援事業を実施しています。 ぼこぼこくらぶ八木で利用者支援事業を週3回実施しています。 同じくぼこぼこくらぶ八木でひろばの開設時間を延長し、放課後児童や地域の方との交流の機会を図ります。	子育てすこやかセンター(直営)とNPO法人グロアアップへの委託事業の2拠点体制にて実施。 計画通り事業が実施できました。 子育てすこやかセンターでは利用者支援員が常駐し直営で週5日実施しました。また、NPO法人グロアアップへ委託し、ぼこぼこくらぶ八木週5日(月～金)、日吉週1日(火)、美山週1日(木)、園部週1日(木)実施しました。 すこやかセンター 延べ95件 ぼこぼこくらぶ 延べ624件	A
		③地域との交流・世代間交流の推進	子育てすこやかセンター管理運営事業	社会福祉協議会登録ボランティアや、地域で活動されているサークル等を講師に招き、交流事業を開催しているほか、地域住民との関わりをもてるイベント行事の開催を行っています。今後も交流機会の充実にも努めます。	継続	子育て支援課	子育てすこやかセンターでは、読書ボランティアによる「お話し会」や「子育て広場」で地域のサークルの方々に講師としてお世話になっています。 ぼこぼこくらぶ(委託事業)では、縁日やハロウィンイベント等、地域と一体となれる企画を催しています。 継続して事業を行うことにより、「お話し会」では読書ボランティアとの交流を、ぼこぼこくらぶの縁日やハロウィンイベント等では地域住民の協力を得ることにより交流を深めます。	子育てすこやかセンター、ぼこぼこくらぶ共に計画通り事業を行うことができました。さまざまな団体や地域の方(そのべ読み語りクラブ、おはなしポケット、日本よし笛の会京都美山支部など)と事業を通じた交流を充実させています。	A
(4) 子育てに関する情報提供と相談体制の充実	①相談体制の充実	(社会福祉課) 発達支援センター管理運営事業・発達支援相談事業(保健医療課) 育児支援事業(子育て支援課) 地域子育て支援事業(利用者支援事業) 要保護児童対策事業	保健師、栄養士を中心に母子保健事業としての子育て相談や、心理士による発達相談等を実施しています。発達支援センターでは、専門職を配置し、心理・言語・運動などの発達についての相談を行っています。また、子育て支援課に家庭児童相談員を配置し、養育相談を行っています。その他、身近な相談場所として拠点事業での相談の実施とあわせ、利用者支援事業の検討も行います。いずれもが気軽に相談できる場であることを周知し、機会の提供に努めます。	継続	社会福祉課 保健医療課 子育て支援課	(社会福祉課) 発達支援相談事業として、発達相談・OT相談・言語相談・発達クリニック・発達支援クリニックを実施し、発達支援や育児支援を行います。 (保健医療課) 子育て相談は、各保健福祉センター(4カ所)で実施し、身近な場所で相談できる体制をとっています。相談だけでなく、親子の交流の場としても位置付け、気軽に来所できるよう周知しています。 身近な相談場所として、乳幼児をもつ家庭の認知度を100%とするよう、各事業の時に周知します。 (子育て支援課) 家庭支援相談員を常勤にて子育て支援課に4名継続して配置し、随時養育相談を行います。また、利用者支援事業により、相談ニーズに対応していきます。	(社会福祉課) 乳幼児健診や園・学校巡回等から関係機関と連携し、保護者に適切な時期に発達支援相談事業を利用いただくことができました。今後も専門職から子どもの成長発達を促すための身体づくり・遊びの紹介・関わり方・医療機関等紹介できる場として相談支援事業を実施していきます。 (保健医療課) 子育て相談は、各保健福祉センター(4カ所)で実施し、身近な場所で相談できる体制をとっています。相談だけでなく、親子の交流の場としても位置付け、気軽に来所できるよう赤ちゃん訪問や乳幼児健診等各事業で周知しました。園部・八木地区では、多くの親子の参加があるため、スタッフを増員して対応し、ゆとり相談できる体制の確保に努めました。 令和元年度相談者数:乳児291人、幼児292人(子育て支援課) 令和元年度は家庭児童相談員を常勤3名、非常勤(週4勤務)1名を配置し、随時養育相談を行いました。利用者支援事業の基本型として、子育てすこやかセンター、ぼこぼこくらぶでも継続して事業を行い、相談ニーズに対応しました。	A A A	
	②臨床心理士による専門相談の充実	子育てすこやかセンター管理運営事業	臨床心理士によるカウンセリングを通じて、保護者の不安を軽減するため、子育てすこやかセンター心理相談「こころの相談」を実施しています。利用者の心情に配慮した会場設定や、電話相談対応を行っています。	継続	子育て支援課	「こころの相談」として実施しています。会場は子育てすこやかセンターと市役所会議室等で実施しています。火曜日に月3日から4日の開設で一枠1時間。要保護児童対策地域協議会進行管理ケースの支援の1つとしても位置付けています。 平成28年度は週1回を基本に、月に延べ3日開催から月に延べ4日開催とし、相談の機会の充実を図りました。平成29年度以降も継続していきます。	計画通り事業実施ができました。 開催数44回、相談件数59件(相談者9人) 要保護児童対策地域協議会登録ケース対象者については、カウンセリング内容を必要に応じ共有し、支援に役立てました。	A	

南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和元年度)

達成度は「具体的取組と目標」の目標に対し、令和元年度で達成したかどうかについての達成度を担当課が記載しています。

【A】年度目標を達成している:「目標通り事業を実施・推進した」、「目標通り事業を実施・推進したが、新たな課題が見つかった」、「参加人数は少ないが、少人数で充実したものが行えた(※実施することが目標である場合)」

【B】年度目標を達成していないが、目標に対して推進が認められる:「目標の達成には至らなかったが、概ね事業を実施・推進した」~「目標の達成に至らなかったが、一部の事業を実施・推進した」

【C】年度目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない:「目標に対して、事業が全くできなかった」

【※】該当事業なし:「今年度は施策に対応したをおこなっていない」「施策に挙げていた事業は廃止した」

資料1-2

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和元年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和元年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何が出来て、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成度
1 子育て・子育てを支える仕組みづくり	(4) 子育てに関する情報提供と相談体制の充実	③保育所、幼稚園、学校における相談体制の充実		保育所や幼稚園における子育て相談や小・中学校におけるスクールカウンセラーや心の居場所サポーターの配置を継続し、相談体制の充実を図るとともに、気軽に相談できる体制づくりやその周知を図り、子育てにおける不安解消と非行や不登校の未然防止・早期発見に努めます。	継続	学校教育課 子育て支援課	(学校教育課) 京都府の事業「スクールカウンセラー活用事業」「心の居場所サポーター活用事業」を活用し、小・中学校におけるスクールカウンセラーや心の居場所サポーターを配置する。 (子育て支援課) 保育所、幼稚園では日常的に保護者からの相談に対応しています。さらに連携が必要な場合は子育て支援課につなぎ対応できる関係機関と調整します。 保護者が保育所に信頼をおき、安心して預けることができるよう、相談しやすい体制であるようにするとともに、必要と判断できる児童の異変等については即、関係機関につなぎます。	(学校教育課) 京都府の事業を活用し、前年度同様の体制できめ細かな対応ができました。 スクールカウンセラー配置状況 5人 (園部小1人、園部中・八木中・殿田中・美山中学校に各1人) スクールソーシャルワーカー配置状況 1人 (園部中学校1人) 心の居場所サポーター配置状況 2人 (八木東小学校1名、殿田小学校1名) (子育て支援課) 児童の日頃の様子を注意深く見ることにより、児童の変化等に気づき、養育困難な保護者や、養育不安な保護者への対応を行いました。	A
		④情報提供体制の充実		子育て支援サービスや各種の情報を集約した情報誌を作成しています。また、最新情報は、ホームページで発信していきます。	継続	子育て支援課	南丹市ホームページに、南丹市子育てガイド「のびのびなんたん」を開発。必要に応じて当課で更新しています。 平成27年度に「のびのびなんたん」を再構築しました。今後は内容を充実していき、閲覧者がより見やすく、編集しやすくとともに、最新情報に素早く対応していきます。	年度更新業務を行うとともに、保育所・幼稚園・すこやか学園入所申し込み案内の掲載業務を行いました。今後も継続して順次更新及び新たな情報の掲載に努めていきます。	A
	(5) 子育て家庭への経済的負担の軽減	①すこやか子育て医療費の助成	すこやか子育て医療費助成事業	南丹市居住者で、小学校入学から高等学校修了までの児童の入院、通院に要した保険診療分の医療費について、申請による助成を行っています。 小学校入学時と転入時に制度の案内をしています。今後も制度の広報、周知に努めます。	継続	子育て支援課	高等学校入学から18歳到達後最初の3月31日までの児童又は高校生の場合は19歳到達後最初の3月31日までの児童を対象に、入院・通院にかかる医療費(保険診療分のみ)を1カ月1医療機関につき800円の一部負担金を差し引いて助成します。 児童を育てる保護者の医療費を助成することにより、次代を担う子どもたちのすこやかで生き生きとした成長を願うとともに、安心して子どもを産み育てやすくします。	申請に基づき適正な給付を行うことにより、保護者の負担を軽減し子どもが安心して必要な医療を受けられるよう支援しました。 受給者数 270人(令和2年3月末)	A
		②子育て支援医療費の助成	京都子育て支援医療費助成事業 すこやか子育て医療費助成事業	乳幼児が入院・通院に要した保険診療分の医療費については、保険証を確認し、受給者証を発行の上、助成を行います。	継続	子育て支援課	0歳から中学校卒業までの子どもを対象に入院・通院にかかる医療費(保険診療分のみ)を助成します。受給者証を医療機関の窓口で提示していただくことにより1カ月1医療機関200円の負担で医療が受けられます。 保護者の医療費を助成することにより、次代を担う子どもたちのすこやかで生き生きとした成長に寄与するとともに、安心して子どもを産み育てやすくします。	適正な給付を行うことにより、保護者の負担を軽減し、子どもが安心して必要な医療を受けられるよう支援しました。 受給者数(令和2年3月末) 府制度3,266人 市制度2,761人	A
		③子育て手当の支給	子育て手当支給事業	南丹市居住者で、5歳未満の児童を養育している人に、申請により手当てを支給します。	継続	子育て支援課	月額第1子2,000円、第2子3,000円、第3子以降5,000円を年2回(9月末と3月末)に支給しています。	9月定期払で受給者数851人(対象児童1,022人)、3月定期払で受給者数804人(対象児童957人)に支給しました。	A
		④子宝祝金の支給	子宝祝金事業	南丹市居住者で、児童を出産、養育する保護者に対し、申請により祝金を支給します。	継続	子育て支援課	平成30年度より制度を拡充し、第1子50,000円、第2子100,000円、第3子以降200,000円を支給しています。	160人に支給しました。 (第1子66人、第2子57人、第3子以降37人)	A
		⑤入学祝金の支給	入学祝金支給事業	南丹市居住者で、小・中学校に入学する児童を養育している人に、申請により祝金を支給します。	継続	子育て支援課	小学校入学30,000円、中学校入学40,000円を支給しています。	小学生235人、中学生235人分を支給しました。	A
		⑥児童手当の支給	児童手当支給事業	中学校修了までの児童を養育している人について、申請により手当を支給します。(なお、児童が施設入所している場合を除きます。)	継続	子育て支援課	国の制度により実施 0~3歳未満の児童:1人につき月額15,000円、3歳以上~小学校6年生までの児童で第1子または第2子:1人につき月額10,000円、3歳以上~小学校6年生までの児童で第3子以降:1人につき月額15,000円、中学生:1人につき月額10,000円、所得制限限度額を超過する方は1人につき月額5,000円を支給しています。 児童を養育している保護者の家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次世代の社会を担う児童のすこやかな成長に寄与します。	受給者数1,629人(対象児童2,909人)に支給しました。(令和2年2月定期払)	A

南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和元年度)

資料1-2

達成度は「具体的取組と目標」の目標に対し、令和元年度で達成したかどうかについての達成度を担当課が記載しています。

【A】年度目標を達成している:「目標通り事業を実施・推進した」、「目標通り事業を実施・推進したが、新たな課題が見つかった」、「参加人数は少ないが、少人数で充実したものが行えた(※実施することが目標である場合)」

【B】年度目標を達成していないが、目標に対して推進が認められる:「目標の達成には至らなかったが、概ね事業を実施・推進した」~「目標の達成に至らなかったが、一部の事業を実施・推進した」

【C】年度目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない:「目標に対して、事業が全くできなかった」

【※】該当事業なし:「今年度は施策に対応したをおこなっていない」「施策に挙げている事業は廃止した」

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和元年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和元年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何が出来て、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成度
1 子育て・子育てを支える仕組みづくり	(5) 子育て家庭への経済的負担の軽減	⑦児童扶養手当の支給	児童扶養手当支給事業	18歳以下の児童を監護・養育するひとり親の家庭、父または母が一定の障がいのある家庭に手当を支給します。平成22年度より父子世帯にも拡大され、平成26年12月の制度改正により、公的年金等との併給制限の見直しを実施しており、制度改正に対応し、適切な利用の促進に努めます。なお、児童が施設入所している場合や公的年金等の受給により、手当てを受給できない場合があります。	継続	子育て支援課	国の制度により実施 平成31年4月より、(全部支給)月額42,910円、(一部支給)10,120円~42,900円。※所得による2人目(全額支給)月額10,140円加算、(一部支給)月額10,130円~5,070円の範囲額加算 3人目以降(全額支給)月額6,080円加算(一部支給)月額6,070円~3,040円の範囲額がそれぞれ1人増えるごとに加算※所得による必要な時には府・国の助言を仰ぎ、適切に申請受付・交付業務を行っていきます。	受給者数202人に支給しました。(令和2年3月定期払)	A
		⑧特別児童扶養手当の支給	(京都府の業務)	20歳未満の児童で心身に障がいがある子どもを養育・介護されている方に手当を支給します。随時受付し、京都府が決定します。(児童が障がいを受給事由とする公的年金を受けることができる場合、児童福祉施設などに入所している場合を除きます。	継続	社会福祉課	年3回(4・8・12月)府が手当を支給しています。市が随時受付・進達し、府が支給決定しています。障がい児が家族とともに暮らし、健やかに生育できるようにするものです。※市の業務は受付・進達であり、支給・決定は府の業務です。	適正な受付・進達事務を行うことで、対象家庭を経済的に支援することができました。(対象者数106人、内受給者数103人)	A
		⑨不妊治療助成金の支給	不妊治療費給付事業	子どもを希望しながら不妊症のために子どもに恵まれない夫婦に対して、経済的負担を軽減するために不妊治療に要する費用の一部を助成します。	継続	保健医療課	子どもを希望しながらも恵まれないため、不妊治療又は不育治療を受けている夫婦に対して、経済的負担の軽減を図るため、その治療に要する費用の一部(自己負担額の1/2)を助成します。 一般不妊治療:一般不妊治療、人工授精 不育治療:不育症の原因検査、ヘパリン注射などの治療 高額になる治療費の負担軽減を図ることで、希望するがに必要な治療を受けやすくします。	不妊治療を受けている夫婦に対して、経済的負担の軽減を図るため、その治療に要する費用の一部(自己負担額の1/2)を助成しました。 不妊治療助成 申請件数:延べ45件(男2件、女43件) 実人数26名(男2名、女24名) 申請者のうち妊娠した方は10名です。 不育症治療助成(全て女性) 申請件数:延べ件数3件 実人数2人 不妊症の人に経済的負担の軽減を行うことができました。 今年度は特に不育症(今までは申請がなかった)の人にも費用の助成ができました。	A
		⑩要保護・準要保護児童生徒援助費の支給	就学援助事業	経済的な理由によって、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に、学用品費、給食費等学校に必要な費用の一部を援助します。制度の趣旨の周知を図り、適正な運用に努めます。	継続	学校教育課	入学説明会で案内をさせてもらうほか、給食費や諸費の集金が滞りがちな様子が見受けられた場合に制度の説明をする等、必要な方に必要な制度を受けてもらえるように体制を整えています。	近年の社会情勢を反映した形で、国の示す制度も支給項目と支給限度額を上げてきており、支給項目として卒業アルバム代を追加しました。あくまでも「必要経費の一部」に限られてしましますが、制度を知らせること、学校で気になる子どもがあれば声をもらうことで支援を必要とされる保護者に必要な支援が届くことに努めています。 就学援助児童生徒数(小・中学校計) 要保護児童生徒数 H29 15人、H30 20人、R1 27人 準要保護児童生徒数 H29 245人、H30 269人、R1 264人 就学援助率 H29 11.5%、H30 13.5%、R1 13.8%	A
		⑪特別支援教育就学奨励費の支給	就学援助事業	特別支援学級に就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、学用品費、給食費等学校に必要な費用の一部を援助します。制度の趣旨の周知を図り、適正な運用に努めます。	継続	学校教育課	特別支援学級及び通級指導教室に在籍する児童生徒の保護者が支給対象であることから、個別に案内をして受給していただいています。	必要な方が必要な支援を受けられるように努めました。	A

南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和元年度)

資料1-2

達成度は「具体的取組と目標」の目標に対し、令和元年度で達成したかどうかについての達成度を担当課が記載しています。

【A】年度目標を達成している:「目標通り事業を実施・推進した」、「目標通り事業を実施・推進したが、新たな課題が見つかった」、「参加人数は少ないが、少人数で充実したものが行えた(※実施することが目標である場合)」

【B】年度目標を達成していないが、目標に対して推進が認められる:「目標の達成には至らなかったが、概ね事業を実施・推進した」~「目標の達成に至らなかったが、一部の事業を実施・推進した」

【C】年度目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない:「目標に対して、事業が全くできなかった」

【※】該当事業なし:「今年度は施策に対応したをおこなっていない」「施策に挙げている事業は廃止した」

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和元年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和元年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何が出来て、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成度	
1 子育て・子育てを支える仕組みづくり	(6) 地域における子育て支援関係団体(者)との連携	①子育てボランティア・サークルとの連携		子育てに関係するボランティアの方やサークルグループに対し、情報提供や交流等の機会を持ち、協働の視点で連携して地域での子育て支援活動を促進します。また、交流や研修の機会の一環として、京都府主催事業への参加も推奨します。	継続	子育て支援課	南丹市子育てサークル意見交流会を開催します。市内各サークルに参画を呼びかけ、交流を深めます。 南丹保健所が保健所管内を対象に「子育て支援団体・サークル交流会」を企画、市内から各団体が参加されています。また、保健所では「南丹地域子ども・子育て地域資源情報」も取りまとめられ、更新されています。 交流会は、毎年実行することにより、交流を深めていきます。	南丹市子育てサークルが合同で主催し、親子向けの防災・交通安全のイベントを計画していましたが、台風接近の影響により中止となりました。 第2期子ども・子育て支援事業計画にさまざまな意見を反映させるにあたり、子育てに関係するボランティアの方やサークルグループへヒアリングを行ったり、ワークショップで意見をいただきました。	B	
		【参考:民間団体、ボランティア団体での取り組み】 民間団体、ボランティア団体においても、事業やイベントを実施ただいております。その内容は市の広報誌やホームページで広報したり、子育てすこやかセンター参加者に案内したりすることで連携を図っています。								
		②子育てに関するNPO法人との連携		地域の人材を活かした子育て支援をめざして、子育て支援に関するNPO法人と連携し、課題解決に向けた取組を協働で進めます。団体に対する情報提供を実施するほか、交流や研修の機会の一環として、京都府主催事業への参加も推奨します。	新規	子育て支援課	南丹市子育てサークル意見交流会を開催します。子育て支援を主たる活動目的としてNPO法人格を取得しているのはグローアップのみとなっています。グローアップには、「つどいの広場事業」、「利用者支援事業」、「産前・産後サポート事業」を委託し、南丹市の子育て支援を担ってもらっています。 交流会は、毎年実行することにより、交流を深めていきます。	南丹市子育てサークルが合同で主催し、親子向けの防災・交通安全のイベントを計画していましたが、台風接近の影響により中止となりました。 第2期子ども・子育て支援事業計画にさまざまな意見を反映させるにあたり、NPO法人のスタッフや委託ひろばに来られている保護者にヒアリングを行いました。NPO法人に委託している事業については子育て世代包括支援センター会議を行い、情報連携を行っています。	B	
【参考:民間団体、ボランティア団体での取り組み】 NPO法人グローアップにおいても、事業やイベントを実施ただいております。その内容は市の広報誌やホームページで広報したり、子育てすこやかセンター参加者に案内したりすることで連携を図っています。										
		③地域の指導者との連携		地域の各種事業においてボランティア指導員を募り、リーダーを養成し、ともに事業を進めていきます。青少年活動事業の一環として、ボランティア指導員を募り、事業を通じてリーダーを養成し、共に事業を進めていきます。	継続	社会教育課	視覚障害者社会教育指導者研修会、聴覚障害者社会教育指導者研修会へ参加するとともに、視覚障害者成人講座、聴覚障害者成人講座を実施します。 障がい者の社会参加と成人講座へのボランティアの参画を進めていきます。	各障害者社会教育指導者研修会は少数でしたが参加することができました。 成人講座も開催をしましたが、高齢化により参加者が減少しています。	B	
【参考:民間団体、ボランティア団体での取り組み】 民間団体、ボランティア団体においても、地域の指導者と連携しながら事業を実施されています。 ・みやま子育てパートナーズよっといで:食生活改善推進員に協力いただく親子クッキングなど ・すくすくやぎっこ:歯科医師、歯科衛生士に協力いただく講座、食生活改善推進員に協力いただく料理教室など										

南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和元年度)

達成度は「具体的取組と目標」の目標に対し、令和元年度で達成したかどうかについての達成度を担当課が記載しています。

【A】年度目標を達成している:「目標通り事業を実施・推進した」、「目標通り事業を実施・推進したが、新たな課題が見つかった」、「参加人数は少ないが、少人数で充実したものが行えた(※実施することが目標である場合)」

【B】年度目標を達成していないが、目標に対して推進が認められる:「目標の達成には至らなかったが、概ね事業を実施・推進した」~「目標の達成に至らなかったが、一部の事業を実施・推進した」

【C】年度目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない:「目標に対して、事業が全くできなかった」

【※】該当事業なし:「今年度は施策に対応したをおこなっていない」「施策に挙げていた事業は廃止した」

資料1-2

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和元年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和元年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何が出来て、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成度
2 仕事と生活の調和の実現	(1) 男女共同参画の推進	①男女共同参画の推進	男女共同参画社会推進事業	男女共同参画行動計画に基づき、雇用機会や待遇が確保されるよう、男女がともに力を発揮できる環境づくりを推進します。 女性のチャレンジ支援施設である京都府男女共同参画センターから京都で開催される事業の掲示や、就労相談に対する専門機関の紹介を実施しています。女性相談事業では、就労についても相談を受けるなど、女性の充実した生活支援アドバイスも実施しています。 南丹市男女共同参画条例を平成26年度に制定し、今後は条例に則した取組を行うとともに、男女共同参画センターの設置を検討します。	継続	人権政策課	京都府男女共同参画センターから京都で開催される事業の掲示をしています。 男女共同参画に関する実施状況調査実態を把握しています。 ・女性相談事業(毎月2回) ・男女共同参画社会推進委員会(年2回以上) ・DVをなくす運動(11月)を実施します。 ・「南丹市男女共同参画行動計画」の見直しを平成31年3月末までに行います。	女性相談事業(毎月2回)を実施しました。 令和元年度相談事業利用人数10件 男女共同参画社会推進委員会を3回開催しました。 DVをなくす運動(街頭啓発)を11月12日に実施しました。 第2次南丹市男女共同参画行動計画を遂行します。	A
		②男女共同参画意識の向上	男女共同参画社会推進事業	固定的な役割分担意識が解消され、男女がともに家庭的役割の担い手になるよう、講演会の開催や街頭啓発、CATV・広報紙・ホームページ等を活用し、男女共同参画意識の向上と女性の自立について啓発を行います。	継続	人権政策課	固定的な役割分担意識が解消され、男女が共に家庭的役割の担い手になるよう啓発をします。講演会、セミナーなどにより男女共同参画意識の向上と女性の自立について啓発をします。 ・キラリなんたん(男女共同参画事業) ・男女共同参画に関する講演会以上を実施します。	キラリなんたんを6月29日に開催し、134人の参加がありました。 12月7日に男女共同参画に関する講演会を開催し、171人の参加がありました。	A
		③父親の育児参加の推進(再掲)	(子育て支援課) 子育てすこやかセンター管理運営事業	父親の育児参加の意識を高めるため、子どもとの関わり方を学ぶため、父親対象の育児教室や家庭教育学級等の事業を実施します。子育てすこやかセンター事業としては「パパ講座」を年に2回実施しています。家庭教育学級支援事業としては、家庭の教育力を高めるために、幼稚園、小・中学校やPTAなどと連携を図りながら、各種事業を実施しています。	継続	社会教育課 子育て支援課	(社会教育課) 家庭教育の支援につながる事業は継続的に実施していますが、父親を対象とした事業については実施していません。 (子育て支援課) 子育てすこやかセンターで「子育て講座」を月1回開催、内2回を日曜日に開催し、特に父親の参加を促す内容を企画します。	(社会教育課) 父親を対象とした事業については実施していませんが、家庭教育の支援につながる事業は継続的に実施しています。令和元年度は幼稚園、小・中学校8カ所ですべて17講座実施されました。 (子育て支援課) 「日曜講座」として、父子の参加に限定せず実施したことから、母子での参加も増え、全体の参加組数は増加しています。 父子だけの参加家庭数 28年度延べ2組 29年度延べ5組 30年度延べ10組 令和元年度延べ6組 今後も父子でも参加しやすい内容を工夫していきます。	B A
	【参考:民間団体、ボランティア団体での取り組み】(再掲) 民間団体、ボランティア団体においても、地域の方々が参加しやすいイベントを実施され、父親の育児参加の推進を行っていただいております。 ・NPO法人グローアップ:縁日、ハロウィンパーティー、クリスマスパーティーなど ・みやま子育てパートナーズよっといで:夏まつり、クリスマススペシャルカフェなど ・すくすくやぎっこ:クリスマスとおもちつき大会など								
等(2) 多様な働き方に対応するための啓発		①仕事と生活の両立の推進	無し	事業所や労働者を対象とした講座、セミナー、相談などを行い、職場における子育て意識の高揚に努めます。 またCATV、広報紙等を活用し、仕事と家庭の調和について啓発を行います。	継続	人権政策課	マザーズジョブカフェ巡回相談日等の情報を提供します。 マザーズジョブカフェと連携して、市民へ情報を提供します。	マザーズジョブカフェに関する情報提供を市民に広報することができました。	A
		②育児休業の取得促進	無し	関係機関と連携しながら、市内企業に対する啓発の実施を検討します。	継続	人権政策課	マザーズジョブカフェ巡回相談日等の情報を提供します。 マザーズジョブカフェと連携して、市民へ情報を提供します。	マザーズジョブカフェに関する情報提供を市民に広報することができました。	A
		③育児中の業務の軽減	無し	関係機関と連携しながら、市内企業に対する啓発の実施を検討します。	継続	人権政策課	マザーズジョブカフェ巡回相談日等の情報を提供します。 マザーズジョブカフェと連携して、市民へ情報を提供します。	マザーズジョブカフェに関する情報提供を市民に広報することができました。	A
		④再就職の支援	無し	出産後や子育て後の女性の再就職を支援するために、技術講習、職業訓練や雇用情報の提供などを行い、企業と連携した雇用促進を図ります。関係機関と連携しながら、市内企業に対する啓発の実施を検討します。	継続	人権政策課	マザーズジョブカフェ巡回相談日等の情報を提供します。 マザーズジョブカフェと連携して、市民へ情報を提供します。	マザーズジョブカフェに関する情報提供を市民に広報することができました。	A

南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和元年度)

達成度は「具体的取組と目標」の目標に対し、令和元年度で達成したかどうかについての達成度を担当課が記載しています。

【A】年度目標を達成している:「目標通り事業を実施・推進した」、「目標通り事業を実施・推進したが、新たな課題が見つかった」、「参加人数は少ないが、少人数で充実したものが行えた(※実施することが目標である場合)」

【B】年度目標を達成していないが、目標に対して推進が認められる:「目標の達成には至らなかったが、概ね事業を実施・推進した」~「目標の達成に至らなかったが、一部の事業を実施・推進した」

【C】年度目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない:「目標に対して、事業が全くできなかった」

【※】該当事業なし:「今年度は施策に対応したをおこなっていない」「施策に挙げていた事業は廃止した」

資料1-2

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	業務内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和元年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和元年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何が出来て、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成度
3 豊かな心身を育む教育の充実	(1) 就学前教育・保育の充実	①保育所施設の整備	園部保育所改修事業	年々低年齢児の保育希望が増えていることを踏まえ、地域ごとのニーズの把握に努め、保育施設や設備の整備に向けた検討を行います。	継続	子育て支援課	園部町内において保育ニーズが高まっているので28年度事業で園部保育所に保育室等を増設します。保育室3室増設及び給食室の改修を11月末までに完了しました。	平成28年度完了	A
		②教育・保育内容の充実と職員の資質の向上		保育所・幼稚園・幼児学園職員連絡協議会を立ち上げ、就学前教育に携わる職員の交流と研鑽を重ねています。その成果を、子どもたちへの教育・保育に生かしていきます。自己評価・保育の評価を行うことで、幼児の学びを捉える目を養い、教育力を高め、教諭・保育士の資質向上に努めます。また、私立幼稚園においては、京都府私立幼稚園連盟・口丹波地区私立幼稚園協会により年間を通じ充実した研修を行い、職員の資質向上が図られています。今後は、公立・私立の交流により、双方の資質の向上をめざします。	継続	子育て支援課	各種団体が主催する保育所職員、幼稚園職員を対象とした研修会に参加し、保育及び教育の内容を高めていきます。低年齢児の入所が急増するなか、保育士の確保、育成が課題となっています。特に新規職員等は経験がない中、様々な課題と向き合い、児童とかかわり、保護者にもよき支援者として信頼される保育士として向上することが望まれます。また、経験を積んだ職員も、児童の個別的な課題や養育困難等保護者が抱える課題にも対応が求められる現場で、更に資質向上に取り組めます。	保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する9種類のキャリアアップ研修に163人が参加、遊びや歌など実践的な研修に4人が参加しました。保育所・幼稚園の臨職、嘱託、正職を対象に働きやすい職場環境作りをテーマに研修を2回開催し、134人が参加しました。人と人のよりよいコミュニケーションにより、よりよい職場、働きやすい環境づくりにつながることを学びました。また、幼児教育・保育の質の向上のための研修を行い、正職59人が参加しました。幼児教育・保育の現場において、保育士の主体性が発揮できる保育環境づくりを学ぶ機会となりました。	A
		③就学前教育施設の整備		児童数の推移、保護者のニーズなどを踏まえ、幼児一人ひとりに応じたきめ細かな指導や教育が行えるよう、適正な規模の施設の整備を進めます。	継続	子育て支援課	園部幼稚園に併設する「すこやか学園」の機能充実を図るため、平成28年度当初予算に工事費を計上し、8月末ごろから園庭整備の着工予定です。芝生広場、畑、駐車場、通学路を整備しました。	平成28年度完了	A
		④教育内容の充実		幼稚園教育要領に基づき、創意工夫をしながら、心身の発達と幼稚園及び地域の実態に配慮した適切な教育課程の編成に努めます。	継続	子育て支援課	各種団体が主催する幼稚園職員を対象とした研修会に参加し、教育の内容を高めていきます。引き続き幼稚園職員を対象とした研修会に参加します。	2園とも、幼児教育を考える研究会に参加しました。各園の園内研修では外部講師を招き、教育課程や保育指針の理解を深めています。保育環境や子どもの見方を実際に見てもらい適切な保育環境の設定を学ぶ機会となりました。	A
		⑤未就園親子の支援の充実	すこやか学園管理運営費	集団の中での遊びを通じ、子どもの心身の健全な発達を助け促し、親同士が子育てを学び合う場として、親子の育ち合う場として「すこやか学園」を、聖家族幼稚園では「つぼみくらぶ」を開設しています。子どもの個性を考慮しながら親子で過ごす場を提供するとともに、教諭と子どもや親との信頼関係を築き、適切な親育て・子育て支援ができるよう教諭の資質向上に努めます。	継続	子育て支援課	すこやか学園は、自宅保育ができる2歳児(4月1日現在の年齢)と保護者同伴で登園し、集団の中での遊びを通じて子どもの心身の発達を促し、親同士が子育てを学ぶ場を提供します。幼児の成長に良好な環境を整え、心身ともに健全な発達を助長するため実施しています。(すこやか学園)	すこやか学園利用数 親子27組 これまでは、1年間を通じて参加できることを条件としていましたが、平成30年度から年度途中に転入された方の受入を行っており、地域に馴染むきっかけとなっています。(ただし、定員に達していない場合) 聖家族幼稚園 「つぼみくらぶ」利用数 親子12組	A
		⑥保・幼・小の連携の充実	(学校教育課) 教育研究事業 ほか	保育所・幼稚園・小学校が連携し、指導方法などの改善などに役立てられるよう、「もうすぐ1年生体験入学推進事業」を全域的に実施しています。学校区毎に保育所・幼稚園と小学校が「新入生の入学体験」、「小学校の出前授業」、「園児と小学生の交流事業」等を実施することにより、指導方法等の充実を図ります。	継続	学校教育課 子育て支援課	(学校教育課) 中学校ブロックを単位として保・幼・小・中の校種間連携と円滑な接続とともに、9年間を見通して小中一貫した教育を目指した教科指導カリキュラムに基づく教育実践を継続する。 (子育て支援課) 市立各保育所、幼稚園では年に数回小学生との交流を行っています。次年度に小学校へ入学する児童に対して小学校への半日入学を2月頃に行い、小学校への入学した際の不安を解消できるように取組んでいます。 管内保幼小連携推進研修会に参加し、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に係る取組の交流を通して一層の推進を図ります。	(学校教育課) 本年度についても引き続き、中学校ブロックを単位とした教育・指導方法の研究を実施するなどして保・幼・小・中の校種間における連携を充実させ、就学前と就学後9年間を見通した教育実践ができました。 (子育て支援課) 小学校入学への期待を膨らませ、円滑に小学校へ移行ができるよう、小学校プール体験や運動会への参加、もうすぐ1年生活動、半日入学などの取組みを行いました。	A A
		⑦預かり保育の推進		幼稚園において教育活動終了後に子育て支援の一環として保育を実施するもので、公立1か所(園部幼稚園)、私立1か所(聖家族幼稚園)で実施しています。今後は新たに八木中央幼稚園での実施を計画します。	継続	子育て支援課	公立2か所(園部幼稚園、八木中央幼稚園)、私立1か所(聖家族幼稚園)で実施しています。公立幼稚園では、在園児を対象に園の終了時から午後5時まで実施しています。平成27年9月から八木中央幼稚園でも預かり保育を始めました。聖家族幼稚園では、私学助成を受けて在園児を対象に実施されています。春休み、夏休みは預かり保育を実施しています。幼稚園に通園する園児を親族の疾病、保護者の就労等により一時的に家庭における保育が出来ない状況となった場合の支援として実施しています。公立では1回200円の利用料で継続しています。	園部幼稚園月平均27人利用。 八木中央幼稚園月平均5人利用。 働く保護者の育児支援に繋がっています。令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、保育の必要な方が預かり保育を負担なく利用できる仕組みができました。 聖家族幼稚園 延べ5,063人(長期休み含む)	A

南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和元年度)

達成度は「具体的取組と目標」の目標に対し、令和元年度で達成したかどうかについての達成度を担当課が記載しています。

- 【A】年度目標を達成している:「目標通り事業を実施・推進した」、「目標通り事業を実施・推進したが、新たな課題が見つかった」、「参加人数は少ないが、少人数で充実したものが行えた(※実施することが目標である場合)」
- 【B】年度目標を達成していないが、目標に対して推進が認められる:「目標の達成には至らなかったが、概ね事業を実施・推進した」~「目標の達成に至らなかったが、一部の事業を実施・推進した」
- 【C】年度目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない:「目標に対して、事業が全くできなかった」
- 【※】該当事業なし:「今年度は施策に対応したをおこなっていない」「施策に挙げていた事業は廃止した」

資料1-2

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	業務内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和元年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和元年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何が出来て、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成度
3 豊かな心身を育む教育の充実	(2) 学校教育の充実	①生きる力の育成		野外学習等の自然体験学習や、高齢者との交流といった福祉教育等の取組を、総合的な学習の時間に取り入れ、実際に体験させ、子どもの生きる力の育成をめざします。	継続	学校教育課	南丹市の教育の指針に基づき、児童生徒一人一人に、生涯にわたって学び続けることができる基礎基本の習得を図りながら「ふるさと南丹市」を愛する心を育み、未来に向かってたくましく生きる力を育成します。	すべての学校において児童生徒が自ら学ぼうとする意欲を高める「授業研究」を推進することで、基礎学力の定着に努めました。	A
		②体験活動の推進		地域の人材や団体などの協力を得て、太鼓等の伝統文化などの体験活動を充実します。また、キャリア教育を推進し、児童生徒が将来の夢と希望を持って力強く生きようとする意欲や態度を育むために、小学生は1日程度、中学生は複数日にわたり、職場体験事業を実施します。	継続	学校教育課	地域の人材や団体などの協力を得て、太鼓等の伝統文化などの体験活動を実施します。また、キャリア教育を推進し、児童生徒が将来の夢と希望を持って力強く生きようとする意欲や態度を育むために、小学生は1日程度、中学生は複数日にわたり、職場体験事業を実施しました。	児童生徒の発達段階に応じた自己有用感や自己肯定感を高める教育活動に努めました。熟議を通して目指す子ども像などを地域・保護者・学校が共有することで、地域に根差した教育を進めることができました。	A
		③人権教育の推進		南丹市教育指針の重点課題に位置づけ、各校・園においては年間指導計画に基づいた人権教育を推進します。また、教職員全員を対象にした研修会の開催や各校・園の人権教育主任会議を開催します。特に、若年教員に対する人権教育の充実を図ります。	継続	学校教育課	学校におけるすべての教育活動を通じた人権教育を推進。さらに、年間指導計画に基づいた人権教育を進めています。また、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、感性、実践的態度を養う教職員研修を行いました。各校・園の人権教育主任会議も開催します。	教員研修とともに、学力充実と進路保障、人権学習を計画的に実施しました。日々の生活を通していじめをはじめとした人権侵害を許さない仲間づくりを推進しました。	A
		④道徳教育の推進		道徳教育推進教師を中心として学校全体で道徳教育に取り組み、地域の特色や児童生徒の実態に応じた教材開発などを行います。	継続	学校教育課	道徳教育の全体計画や「道徳の時間」年間指導計画に基づいて実施。地域の自然や文化、人材活用、豊かな体験活動等、創意工夫ある教育活動を通じた道徳教育を進めます。	「特別の教科 道徳」として教科化されました。教科としての教育だけの取組だけでなく、すべての教科、活動の中で、発達段階に応じて、道徳的心情、道徳的判断力を育み、道徳性の定着を図りました。	A
		⑤福祉教育の推進		総合的な学習の時間等において、福祉施設との交流事業や福祉施設での職場体験を継続して実施し、充実させることにより、思いやりや助け合いの心を育む取り組みを推進します。	継続	学校教育課	総合的な学習の時間等において、福祉施設との交流事業や福祉施設での職場体験を実施します。	国の事業「心のバリアフリー推進事業」を活用して、八木中ブロックを中心とした交流活動を実施しました。今後は、この取り組みを全市の学校に広めることを目標としています。	A
		⑥環境教育の推進		校内における植物の栽培活動等に取り組むとともに、教科教育における環境の学習等の実施をします。	継続	学校教育課	校内における植物の栽培活動等に取り組むとともに、教科教育における環境の学習等に取り組めます。	校内における植物の栽培活動等に取り組むとともに、教科教育における環境の学習等に取り組めました。	A
		⑦情報教育の推進		各校において、情報モラル年間指導計画に基づいた児童生徒の発達に応じた指導を行います。保護者を対象に含めた携帯電話・インターネット及びモラルに関する研修を行っています。	継続	学校教育課	小学校低学年から発達段階に応じて情報機器に慣れ親しみ、活用できる力を身に付けます。タブレット端末及びICT機器等を積極的に授業に取り入れ、わかりやすい授業づくりを進めます。	小学校低学年から発達段階に応じて情報機器に慣れ親しみ、活用できる力を身に付けました。	A
		⑧国際理解教育の推進		外国語指導助手(ALT)を配置し、市内各小・中学校における外国語活動・英語教育を推進します。各小学校において外国語活動の時間が創設され、コミュニケーション能力の素地を養うための取り組みを進めています。中学校においても学習指導要領の実施に伴い、さらなるコミュニケーション能力の育成を進めています。	継続	学校教育課	外国語指導助手(ALT)を配置し、市内各小・中学校における外国語活動・英語教育を推進します。平成27年度から3年間にわたり国の委託事業「外国語教育強化地域事業」を活用し、調査・研究を進めてきた教育実践を活用するとともにその実績を広く南丹市内の小学校に波及させる。2030年の学習指導要領の改訂にむけた先進的な研究実践に取り組む、グローバル社会に対応する教育の研究を進めます。	2030年の学習指導要領の改訂にむけた先進的な研究実践に取り組むとともに、学習指導要領の先行実施を行いました。	A
		【参考:民間団体、ボランティア団体での取り組み】 民間団体においても、事業を通じて外国で生活をされている方との交流を実施され、国際交流事業の推進の行っていたいております。 ・NPO法人グローアップ:外国で生活された方による講座など							
		⑨スポーツ活動の推進	青少年スポーツ育成事業 団体育成事業	スポーツ振興基本計画に基づき、児童生徒の体力向上に向けた取り組みを進めます。青少年スポーツ育成事業として、市内各種競技会(駅伝競走大会など)への子どもの参加を促進するとともに、スポーツ少年団や体育協会、総合型地域スポーツクラブ等と連携し、児童生徒の健全育成を行います。また、各団体との連携のもと、各種スポーツ活動の推進、指導者の育成などの取り組みを進めます。	継続	社会教育課	体育協会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブと連携し、大会や教室、指導者向けの講習会等を実施します。サッカー教室や駅伝大会、スポーツ少年団指導者研修会、野球肘検診事業を実施します。市内の子供たちにより多く参加してもらうため、学校を通じて参加募集の広報を行います。	スポーツ協会やスポーツ少年団と連携しながら様々な事業を展開しました。カヌー教室やジョギング大会では学校を通じてチラシを配布するなど広く募集し、多くの参加を得ました。また、トライアスロン大会では、スポーツ協会加盟団体及びスポーツ少年団員に運営側としてボランティアを募り、全国各地から参加する選手と市民が触れ合う機会となりました。スポーツ少年団では、指導者や保護者向けに救命救急や幼児期におけるアクティブ・チャイルド・プログラムの研修などを行い、子ども達の安全な活動とスポーツが大好きな子どもの育成に役立つ研修となりました。	B

南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和元年度)

達成度は「具体的取組と目標」の目標に対し、令和元年度で達成したかどうかについての達成度を担当課が記載しています。

【A】年度目標を達成している:「目標通り事業を実施・推進した」、「目標通り事業を実施・推進したが、新たな課題が見つかった」、「参加人数は少ないが、少人数で充実したものが行えた(※実施することが目標である場合)」

【B】年度目標を達成していないが、目標に対して推進が認められる:「目標の達成には至らなかったが、概ね事業を実施・推進した」~「目標の達成に至らなかったが、一部の事業を実施・推進した」

【C】年度目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない:「目標に対して、事業が全くできなかった」

【※】該当事業なし:「今年度は施策に対応したをおこなっていない」「施策に挙げていた事業は廃止した」

資料1-2

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	業務内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和元年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和元年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何が出来て、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成度
3 豊かな心身を育む教育の充実	(2) 学校教育の充実	⑩教育環境の整備	安全・安心な学校教育環境整備 情報教育機器整備事業	平成26年9月に「南丹市教育振興基本計画」を策定しました。今後はこの計画趣旨に基づく教育環境整備について、引き続き、安全・安心な学校づくりを最優先しながら具現化を図っていきます。学校施設の耐震補強を主とした「安全・安心な教育環境整備」の他、快適な教育環境の整備や、ICT環境の整備を図ります。平成27年度末には耐震化率を100%となるように必要な整備を促進するとともに、「南丹市教育振興基本計画」に基づき具体施策の展開を図っていきます。	継続	教育総務課	耐震化の完了により、28年度からはアメニティー豊かな学校環境の整備に向け、小中学校の普通教室等へのエアコン設置を進めます。 また、小中学校での校内LAN整備を進めます。 ○空調設備・・・小学校の対象教室に空調設置をし、市内小・中学校において使用できるよう学習環境の整備を進めます。 ○ICT環境・・・中学校3校に校内LAN整備を実施するほか、中学校1校において情報機器の導入(更新)を実施し、情報教育環境の整備を進めます。 ○学習環境整備・・・老朽化した施設を改修・整備し、学習環境の改善を図ります。	それぞれの事業について、実施及び完了は令和2年度以降となりますが、令和元年度では計画どおりに実施に向けた準備ができました。 ○空調設備・・・小・中学校特別教室への空調整備に向けて工事実施設計を行いました。令和2年度に小学校の工事実施及び、令和3年度以降に中学校の工事実施をする予定です。 ○ICT環境整備・・・全ての小・中学校の各教室においてパソコンやタブレット等を利用してICT教育が行える施設整備が整った中で、子どもたちが更にICTを身近に感じることができるよう、大型提示装置の整備に向けて現場の意見を聞きながら、次年度導入をできるよう検討を行いました。令和元年度以降は文部科学省が進める「GIGAスクール構想」に伴い、一人一台情報機器端末の整備を推進します。また、現在のネットワーク環境が支障をきたしていることとあわせ、一人一台情報機器端末が接続を行っても耐えうるネットワーク環境を新たに構築することが今後の課題となっています。 ○学習環境整備・・・八木西・八木東小学校のプール改築工事を着工し、令和2年6月に完成予定です。また、園部小学校体育館大規模改修工事は設計を行い、令和2年度に工事実施予定です。	B
		⑪教職員の資質向上		「特別支援スキルアップ講座」、「教務運営研修講座」、「学校経営・運営研修講座」など各年代に応じてその資質や能力を高める継続的研修講座を実施します。また、「南丹市夏季研修大会」、「教育課程南丹市研究大会」など全教職員を対象とする研修会を実施します。校内研修会等での講演や指導助言などによって、教職員の専門性・指導力の向上を図ります。	継続	学校教育課	教職員の研修講座を開催したり、先進校視察などを実施し、教職員の資質向上を図ります。	各種研修会を実施しました。	A
		⑫教職員評価制度の活用		自己評価システムを活用します。目標設定から実践においては、管理職の指導・助言のもと実施します。	継続	学校教育課	自己評価システムを活用します。目標設定から実践においては、管理職の指導・助言のもと実施します。	自己評価システムを活用しました。目標設定から実践においては、管理職の指導・助言のもと実施しました。	A
		⑬確かな学力の定着		基礎学力を定着させ、きめ細かな指導を行うことができるよう、「京都市少人数教育」の活用や指導形態を工夫し、学力充実に繋がる習熟度別学習等の指導工夫を図ります。そのため、児童生徒の実態に応じた少人数授業を実施します。	継続	学校教育課	児童生徒の興味・関心を引き出し、学びの意欲を高める工夫の実践をするとともに、言語活動の充実による「ことばの力」の育成を図ります。	授業を大切に「基礎学力の定着」と学びの意欲を高める実践を行うとともに、読書環境を充実させ、「ことばの力」の育成を図りました。	A
		⑭学校施設の開放		社会体育並びに文化振興を図るために、継続して市内小学校体育施設を開放し、文化・スポーツ活動の普及及び幼児・児童の安全な遊び場の確保を図ります。安心・安全な施設管理を行い、生涯にわたってスポーツに親しむ場の確保を図ります。	継続	社会教育課	各小学校、中学校の体育館等を開放し、親子等でスポーツを楽しむ機会の確保を図ります。利用できる施設等の情報を提供します。	各小学校、中学校のグラウンドや体育館など多くの施設を開放し、スポーツ協会、スポーツ少年団及び競技団体等と連携した様々なスポーツの種目を楽しめる事業が実施できました。事前申込や参加料が不要な種目が多いのですが参加者数は低迷しており、確実に参加者を確保する手立てや気軽に参加できる雰囲気づくりと広報活動が課題です。	B
		⑮学校評議員制度の活用	コミュニティ・スクール導入促進事業	各学校での学校評議員会の活動を充実させることで、より一層の学校の取り組み及び地域連携の充実を図ります。制度の意義を十分活用できる体制づくりを検討します。	継続	学校教育課	小学校再編に伴い開校した園部・八木の新たな学校については、コミュニティ・スクールの導入を進めるため、学校評議員にかわり、コミュニティ・スクール推進委員を任命し、新たな学校づくりを推進します。	南丹市全ての小学校に「学校運営協議会」が設置されました。熟議をとおして目指す子ども像を地域・保護者・学校が共有するなかで、制度の充実を進めました。	A
		⑯地域資源と人材の活用		地域の優れた指導者を活用し、文化芸術活動、運動部活動の充実を図り、家庭・学校・地域社会の一層の連携を図ります。小学校では主として文化芸術活動等へ、中学校では主として部活動等の指導を実施します。	継続	学校教育課	地域の優れた指導者を活用し、文化芸術活動、運動部活動の充実を図り、家庭・学校・地域社会の一層の連携を図ってきた。土曜活用を含めた教育を推進します。	地域の優れた指導者を活用し、文化芸術活動、運動部活動の充実を図りました。今後は、社会教育課の進める「地域学校協働本部」を活用し、地域の人材を活用した文化芸術活動、運動部活動の充実に向けた取り組みにつなげたいと考えます。	A

南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和元年度)

達成度は「具体的取組と目標」の目標に対し、令和元年度で達成したかどうかについての達成度を担当課が記載しています。

- 【A】年度目標を達成している:「目標通り事業を実施・推進した」、「目標通り事業を実施・推進したが、新たな課題が見つかった」、「参加人数は少ないが、少人数で充実したものが行えた(※実施することが目標である場合)」
- 【B】年度目標を達成していないが、目標に対して推進が認められる:「目標の達成には至らなかったが、概ね事業を実施・推進した」~「目標の達成に至らなかったが、一部の事業を実施・推進した」
- 【C】年度目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない:「目標に対して、事業が全くできなかった」
- 【※】該当事業なし:「今年度は施策に対応したをおこなっていない」「施策に挙げていた事業は廃止した」

資料1-2

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	業務内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和元年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和元年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何が出来て、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成度
3 豊かな心身を育む教育の充実	(3) いじめ・不登校・非行への対応の充実	①調査研究の推進と相談体制づくり		いじめや不登校などを未然に防止し、早期解決を図るため、全小・中学校を対象にしたスクールカウンセラー体制の整備、スクールソーシャルワーカーや「心の居場所」サポーターを配置し、各校における教育相談を児童生徒、保護者それぞれを対象に実施しています。 今後は、児童生徒たちによるいじめをなくすための主体的な組織づくりや、児童生徒の支援を行うための効果的な取組について、調査・研究を行います。	拡充	学校教育課	いじめや不登校などを未然に防止し、早期解決を図るため、全小・中学校を対象にしたスクールカウンセラー体制の整備、スクールソーシャルワーカーや「心の居場所」サポーターを配置し、各校における教育相談を児童生徒、保護者それぞれを対象に実施します。	いじめの未然防止、早期発見、早期解決を常に意識し、各学校を中心としたきめ細かな取り組みを進めました。 適応指導教室「さくら」において、様々な理由で学校に行きたくても行けない児童生徒を対象に、教室長や支援員による相談活動や一人ひとりの状況に応じた適応指導を行いました。	A
		②相談にあたる専門的人材の育成		市が主催する研修講座の開催や、スクールカウンセラー等の専門的講師による校内研修を実施するとともに、いじめ防止対策推進法に地方公共団体が講ずべき基本施策として記載されている、いじめ防止等の対策に従事する人材の確保に努めます。	継続	学校教育課	市が主催する研修講座の開催や、スクールカウンセラー等の専門的講師による校内研修を実施します。	府教委主催の研修会に参加するなど、人材確保に努めました。 今後も引き続きスキルアップとともに人材確保に努めます。	A
		③家庭・地域・学校との連携と啓発の推進		要保護児童対策地域協議会や京都府家庭支援総合センター、保健所等と連携し家庭支援を進めるとともに、学校と警察の連携による非行防止の取組を実施します。今後、いじめ防止に係る関係機関や地域関係者などとの連携を促進します。	継続	学校教育課	要保護児童対策地域協議会や京都府家庭支援総合センター、保健所等と連携し家庭支援を進めるとともに、学校と警察の連携による非行防止の取組を実施します。今後、いじめ防止に係る関係機関や地域関係者などとの連携を図ります。	要保護児童対策地域協議会の会議に積極的に参加し、連携を図りました。	A
	(4) 児童の健全育成	①図書館事業の充実	講座開設事業	図書館が子どもたちの「つどう・むすぶ・まなぶ」場になるよう、事業の充実に努めます。4館(室)で図書館職員による様々な講座を開催しています。 今後は季節ごとに図書館講座(工作会)等の開催、市内小・中学生を対象にしたオーサービジット(作家とのふれあい)事業の開催を検討します。	継続	社会教育課	「おはなし会」「工作会」「お楽しみ会」を開催します。今年度は、文化博物館・中央図書館が開館20周年を迎えるため、これを記念して高島那生絵本原画展を共催事業として開催し、絵本作家を招き、ワークショップを催します。また、図書館では会期中におはなし会等を開催し、多くの人に絵本の楽しさを広めます。各図書館室では、季節に合わせた「お楽しみ会」を開催します。 小、中学校と連携をとり、著者訪問の貴重な機会から児童・生徒の読書意欲の向上に結び付けます。	月毎の「おはなし会」、「工作会」を開催し、子どもたちへ本の楽しさを伝えられました。オーサービジットでは、はせがわさとみさんを招き、小学校と八木公民館にて絵本の読み聞かせとワークショップを開催しました。 3月に予定していた「おはなし会」について、新型コロナウイルス感染拡大防止のためやむなく中止しました。	A
		②読書活動の推進		市民の生涯学習の一環として、読書ボランティア養成講座を実施しています。 ボランティア同士の連携を密にするために、連絡協議会を立ち上げ活動の幅を広げていく方向をめざします。まずは、読書ボランティア連絡協議会の立ち上げに向けての調整会議を行います。また、スキルアップ講習会を開催します。小学校の再編に伴い学校図書指導員の配置が変わるので、定例会の持ち方や連携が課題となっています。	継続	社会教育課	ボランティアグループが主体となって活動する読書ボランティア連絡協議会の立ち上げが完了し、継続してボランティアグループの研修事業に図書館が支援します。 ことばの力育成支援員との交流(学校教育課との連携)を行います。 地域における子どもの読書活動を推進するため、読書ボランティアや、ことばの力育成支援員へ情報提供を行い、互いの連携を目指します。	読書ボランティアと連携し、より広く本の楽しさを広めようと努めました。ことばの力育成支援員への情報提供・連携を行い、子どもたちの読書活動の推進に努めました。	A
		<p>【参考:民間団体、ボランティア団体での取り組み】 民間団体においても、事業を通じて絵本に親しむきっかけ作りをされ、読書活動の推進を行っていただいております。 ・NPO法人グローアップ:絵本の日など ・そのべよみ語りクラブ:絵本の読み聞かせ、絵本紹介など ・おはなしポケット:絵本の読み聞かせなど</p>							

南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和元年度)

達成度は「具体的取組と目標」の目標に対し、令和元年度で達成したかどうかについての達成度を担当課が記載しています。

【A】年度目標を達成している:「目標通り事業を実施・推進した」、「目標通り事業を実施・推進したが、新たな課題が見つかった」、「参加人数は少ないが、少人数で充実したものが行えた(※実施することが目標である場合)」

【B】年度目標を達成していないが、目標に対して推進が認められる:「目標の達成には至らなかったが、概ね事業を実施・推進した」~「目標の達成に至らなかったが、一部の事業を実施・推進した」

【C】年度目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない:「目標に対して、事業が全くできなかった」

【※】該当事業なし:「今年度は施策に対応したをおこなっていない」「施策に挙げていた事業は廃止した」

資料1-2

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	業務内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和元年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和元年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何が出来て、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成度	
3 豊かな心身を育む教育の充実	(4) 児童の健全育成	③児童館機能の拡充	児童館管理運営事業	子どもたちの遊びや活動の拠点のひとつである児童館の機能を有効活用して利用を促進します。	継続	人権政策課	安心安全な児童館の運営、市内児童が交流できる事業の実施などにより、集団性と創造性を養い健康で豊かな心を持った児童を育成します。 児童館まつり(市内児童の交流事業)を実施し、40人以上の児童の参加を目指します。	8月開催の児童館まつりでは、市内42人の児童の参加があり、目標を達成することができました。	A	
		④教育集会所の活用	放課後児童健全育成事業	青少年の居場所づくりのため、施設の有効活用を進めます。八木東教育集会所においては図書室開設事業を行い、隣接する児童館や保育所と連携した取組を行っています。また、同施設の2階で放課後児童クラブを開設し、施設の有効活用を行っています。 施設が老朽化し、改修が必要となっているため、利用者の拡大や施設の活用については見直しを検討します。	継続	社会教育課	八木東教育集会所で引き続き放課後児童クラブを開設しています。 平成29年度から従来の小学1~4年生に加え、小学5年生の児童を事業対象としています。 平成30年度からは6年生を受け入れる予定としています。	八木東教育集会所で開設していた児童クラブは移転をしましたが、図書室については引き続き開設をすることができました。 今後の活用について、引き続き地域と連携し、検討していきます。	A	
		⑤公民館事業の充実	公民館講座	親子料理教室等の体験活動への参加者の拡大を図り、親子のふれあいを推進します。 今後は、市内全域での公募を行うとともに、周知・募集方法を検討します。	継続	社会教育課	園部公民館講座、八木公民館講座として独立していたものを「公民館講座」として位置づけ、広く市民の参加を募っています。 講座や会場を分散することにより受講生の増を図ることとしています。	市民のニーズに応えた講座の開設や、環境整備を進めることで、一人でも多くの市民が公民館へと来館してもらえるよう事業を進めました。 今後は、市民の生涯学習の振興を図るために、地域に根差した学習・講座の計画を進めていきます。	A	
		⑥国際交流事業の推進	南丹市国際交流推進事業	南丹市国際交流協会と連携し、グローバルな視野と感覚をもった青少年を育成するため、「多文化共生」をキーワードに国際理解の推進に努めます。また京都府内の留学生や市内在住の外国人の方々との異文化交流事業を進めていきます。 サイパン島青少年らの訪日団と市内中学生との交流会を実施します。子どもたちのための国際理解事業として、外国の遊びを外国人と共に体験するといったイベントを実施します。 京都府内に住んでいる外国人留学生と市内在住の外国人、市内の子どもたちを対象に交流事業を実施します。 今後も、外国人と子どもたちを対象に、相互の国際理解に寄与するイベントを開催する他、国際理解・国際交流活動を行うボランティアに情報提供等の支援を行っていきます。	継続	地域振興課	なんとにあんkid'sカーニバル 毎年1回、子どもたちのための国際理解事業として、イベントを開催します。 絵画コンクールの実施 市内在住の小学生を対象に「つながれ！世界とわたしたち」をテーマに絵画の募集・表彰・展示を行います。 フィールドトリップ in Nantan 京都府内在住の外国人留学生と、市内在住の外国人、市内の子どもたちを対象に、交流事業を実施します。 小中学校への外国人派遣協力 市内の小中学校からの依頼に基づき、外国人の派遣・紹介を行います。 サイパン島青少年訪日団との交流 毎年2月ごろに訪日されるサイパン島青少年訪日団と、南丹市国際交流協会が工場見学や昼食会を実施し、多文化交流を図ります。	なんとにあんkid'sカーニバル 10月20日に開催しました。 絵画コンクールの実施 10月20日に表彰、11月30日~12月17日に展示をしました。 フィールドトリップ in Nantan 9月22日に実施しました。 小中学校への外国人派遣協力 対応件数3件 (うち1件は新型コロナウイルスの関係で中止) サイパン島青少年訪日団との交流 2月開催を予定していましたが、先方の旅程の関係で交流の時間を確保できなかったため中止。	B	
		【参考:民間団体、ボランティア団体での取り組み】(再掲) 民間団体においても、事業を通じて外国で生活をされている方との交流を実施され、国際交流事業の推進を行っていただいております。 ・NPO法人グローアップ:外国で生活された方による講座など								
		⑦自然学習の推進		郷土資料館での体験講座や公民館事業における水辺の観察など地域資源を活かした親子の体験活動を実施しています。味噌づくりなどの郷土食の伝承講座も開催しています。移築民家や中庭を活用した取組を公民館事業等と連携し展開するとともに、郷土資料館での体験事業は、事業内容が恒常化していることから、新たなメニューを取り入れ、参加拡大の方策を検討します。	継続	社会教育課	日吉町郷土資料館体験講座として「洞窟探検」を実施します。 郷土の学習講座として位置づけて実施します。	当初、「洞窟探検」を予定していましたが、内部が崩落する危険性があったため、内容を「クイズラリー」に変更して実施しました。コースは基本的に同じとし、途中で樹木やダムにまつわるクイズを設置しました。親子での参加が多く、参加者からも好評の声が聞かれました。郷土学習に加えて、親子で触れ合う機会を提供できました。	A	

南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和元年度)

資料1-2

達成度は「具体的取組と目標」の目標に対し、令和元年度で達成したかどうかについての達成度を担当課が記載しています。

【A】年度目標を達成している:「目標通り事業を実施・推進した」、「目標通り事業を実施・推進したが、新たな課題が見つかった」、「参加人数は少ないが、少人数で充実したものが行えた(※実施することが目標である場合)」

【B】年度目標を達成していないが、目標に対して推進が認められる:「目標の達成には至らなかったが、概ね事業を実施・推進した」~「目標の達成に至らなかったが、一部の事業を実施・推進した」

【C】年度目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない:「目標に対して、事業が全くできなかった」

【※】該当事業なし:「今年度は施策に対応したをおこなっていない」「施策に挙げていた事業は廃止した」

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	業務内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和元年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和元年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何が出来て、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成度
3 豊かな心身を育む教育の充実	(4) 児童の健全育成	⑧世代間交流の推進	放課後子ども教室推進事業	市内で年に3~5回、「京のまなび教室(放課後子ども教室)」により、地域の方々と共同作業等でふれあい、交流を深めています。地域のサポーターを増やし、市域全域に広め、平日(水曜日等)の開設を計画します。	拡充	社会教育課	継続的に美山管内の小学校で、宮島教室、由良川教室として放課後子ども教室推進事業を実施しています。 旧小学校区において放課後子ども教室が開設できるよう推進していきます。 特別講師派遣事業を含め他校へ広げていきます。	市内6か所(宮島教室、大野教室、知井教室、平屋教室、摩気教室、神吉教室)で放課後子ども教室が実施され、子ども達へ様々な体験ができる機会提供への支援ができました。 なお、特別講師派遣事業については、申請がありませんでした。	B
		⑨スポーツ活動の充実・参加促進	青少年スポーツ育成事業 団体育成事業	スポーツを通じて児童の健全育成を図るため、子どもや親子で参加できるスポーツ活動の充実、提供に努めます。市内各種競技会(駅伝競走大会など)における親子での参加を促進するとともに、親子カヌー教室など親子で実施するスポーツ事業を実施しています。 今後も、いつでもだれでもスポーツに親しむことができる環境の充実を図ります。また、一人でも多くの子どもにスポーツの喜びを提供できる場の充実を図ります。	継続	社会教育課	体育協会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブと連携し、大会や教室、指導者向けの講習会等を実施します。 サッカー教室や駅伝大会、スポーツ少年団指導者研修会、野球肘検診事業を実施します。 市内の子どもたちにより多く参加してもらうため、学校を通じて参加募集の広報を行います。	スポーツ協会やスポーツ少年団と連携しながら様々な事業を展開しました。 カヌー教室やジョギング大会では学校を通じてチラシを配布するなど広く募集をし多くの参加を得ました。 また、トライアスロン大会では、スポーツ協会加盟団体及びスポーツ少年団員に運営側としてボランティアを募り、全国各地から参加する選手と市民が触れ合う機会となりました。 スポーツ少年団では、指導者や保護者向けに救命救急や幼児期におけるアクティブ・チャイルド・プログラムの研修などを行い、子ども達の安全な活動とスポーツが大好きな子どもの育成に役立つ研修となりました。	B
		⑩子ども会活動への支援	青少年活動事業	地域と子どもとのつながりを強め、児童の健全育成を促進するとともに、地域の教育力の向上をめざす子ども会運営を支援します。安心して活動が進めらるよう、子ども会保険の加入を継続します。また、必要に応じて活動の助言を行います。	継続	社会教育課	市で子ども会行事に関する保険に一括して加入します。 子ども会活動を間接的に支援します。	各地域の事業を集約し、問い合わせ等に対応しました。事故への補償が備わることで、子ども会の活動が活発に行われました。	A
		⑪有害環境対策の推進		南丹市青少年育成協会と連携して、青少年の健全育成に係る諸事業を実施しています。 また、京都府社会環境浄化推進委員と連携して、有害図書や携帯電話取扱店、刃物取扱店舗などに対して自主的措置を働きかけるとともに、児童生徒に対して、「有害」と位置づけられているものについての正しい理解と認識を啓発するため、研修会等の実施を図ります。	継続	社会教育課	青少年健全育成の取組みとして「あいさつ標語」を募集します。あいさつを交わすことにより家庭と地域と子どもたちとのつながりが芽生え、広がっていくよう標語を活用し広報に努めます。 また、小学生が大麻を所持していたことの報道を受け、PTAと連携し講演会を開催していく予定です。	市内小学6年生を対象にあいさつ標語の募集をし110作品の応募がありました。入賞6作品には所属校へ訪問し、表彰状を授与しました。入賞作品は啓発グッズに標語を掲載し、広報しました。 PTAと連携し8月に子育て講演会研修会を実施しました。	A

南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和元年度)

達成度は「具体的取組と目標」の目標に対し、令和元年度で達成したかどうかについての達成度を担当課が記載しています。

- 【A】年度目標を達成している:「目標通り事業を実施・推進した」、「目標通り事業を実施・推進したが、新たな課題が見つかった」、「参加人数は少ないが、少人数で充実したものが行えた(※実施することが目標である場合)」
- 【B】年度目標を達成していないが、目標に対して推進が認められる:「目標の達成には至らなかったが、概ね事業を実施・推進した」～「目標の達成に至らなかったが、一部の事業を実施・推進した」
- 【C】年度目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない:「目標に対して、事業が全くできなかった」
- 【※】該当事業なし:「今年度は施策に対応したをおこなっていない」「施策に挙げていた事業は廃止した」

資料1-2

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和元年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和元年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何が出来て、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成度
4 親子の健康づくりの推進	(1) 母子保健・医療の充実	①パパママ教室の充実	母子保健事業	親となり、子育てすることへの心身の準備と、産前産後の不安の軽減・解消を図るための支援を行います。「パパママ教室」を実施し、出産に向けて心と体のケアと栄養の話や交流を通して、パパママの仲間づくりや、心と体の準備や食生活を見直すきっかけづくりを行います。パパママの参加率を高めるため、教室内容を見直しながら実施していきます。	継続	保健医療課	年間3クール(2回シリーズ)で実施しています。1回目に栄養・助産師の講演・交流、2回目に歯科指導・体操・出産準備や出産後の制度等の説明を行っています。今年度からマタニティジャケットを着用したパパの体験も充実します。また、平成29年度より「パパママ教室つうしん」を作成し、教室参加前(マタニティ訪問)に妊婦とその配偶者にも情報提供・啓発を行い、教室参加意識を高めています。 年間3クール(2回シリーズ)の教室を継続します。	年間3クール(2回シリーズ)で実施しました。来所がなかった方にもマタニティ訪問時に教室内容を啓発することができました。 令和元年度の参加率は11.8%(延べ28名)、配偶者は4.7%(延べ9名)です。 パパママ教室についての意向アンケートを実施し、開催日程についての意見もみられたことから、令和2年度については日曜日開催を試みることにしています。今後も参加率が高まるよう教室を周知しながら妊娠期から母性父性を高める支援を行っていきます。	B
		②新生児訪問の充実	母子保健事業	育児についての正しい知識の普及を図るとともに、発育や発達不安も解消できるよう新生児訪問及び乳児訪問を実施しています。出生日・里帰り日等の情報を早めに得ることで、早期の訪問実施をめざします。	継続	保健医療課	妊娠届時に出生時のはがき通知、赤ちゃん訪問を説明しています。出生届の確認により、各担当地区保健師より、訪問の予約、訪問を行っています。母子の健康状態の確認、相談とともに予防接種や制度説明を行っています。必要なケースについては継続訪問、栄養士との同伴などで対応します。 新生児期(生後28日)の訪問が理想ですが、里帰り等があり、新生児期の訪問ができないことがあるため、乳児前期健診実施までに全員訪問します。	出生届情報をもとに、早期に地区担当保健師が連絡し、母子の健康状態の把握、適切な時期に訪問対応を行いました。子育てに対する正しい知識の提供をし、不安解消に努めました。 新型コロナウイルスの発生のため、長期里帰りをされる方もあり、里帰り先に訪問を依頼するなどの対策を行いました。 令和元年度の出生児158人のうち、里帰り先訪問を依頼した方が1人、長期里帰り等で訪問希望なしの方が5人ありましたが、それ以外は全数訪問できています。全数訪問ではありませんが、訪問以外の場での確認、把握はできており、引き続き赤ちゃん訪問を行っていきたく考えます。	A
		③妊娠・出産・産後支援の実施	母子保健事業 育児支援事業	従来の母子保健サービスに加え、出産直後からの育児不安や心身の不調を持つ妊産婦に対して、個々のニーズに応じた支援が必要となることから、妊婦健診や新生児訪問を通じ支援が必要な者を把握し、妊産婦の状況を踏まえ、育児支援や家事支援といった具体的な支援を図っていきます。	新規	保健医療課 子育て支援課	(保健医療課) 妊娠届・赤ちゃん訪問・乳幼児健診時にアンケートを実施し、育児不安や悩み等を把握し、各保健事業を通して悩みや育児不安の解消又は軽減するよう訪問や子育て相談等を行います。 母子保健サービスを継続し、保護者のアンケートを毎年実施し、ニーズの把握を行います。アンケート結果で、育児不安や悩みがある人の減少をめざします。 (子育て支援課) 産前・産後サポート事業として、京都府主催の講座を受講したケア専門員が家庭訪問を行い相談支援をし、必要な家庭には支援員が家事支援、育児支援の訪問サービスを行うことにより、家庭や地域での妊産婦の孤立化の解消と、精神的・身体的負担の軽減を図ります。	(保健医療課) 妊娠届・赤ちゃん訪問・乳幼児健診時にアンケートを実施し、個々のニーズを把握し、悩みや育児不安の解消に努めました。 利用者支援事業母子保健型相談室を開設して、妊娠届出時には必ず保健師等の専門職が面接を行うことにより、支援が必要な妊婦を早期に発見し、関係機関と連携することにより、不安を解消し支援につなげる事が出来ました。支所で妊娠届出が数件ありましたが、保健師により全数の状況確認を行いました。 産前産後サポート事業マタニティ訪問では、ケア専門員による妊産婦の訪問が78件でした。申し込みはしたものの、里帰り等都合で訪問できなかったり連絡がつかない等で、資料を送付したケースが13件ありました。 また、ハイリスクのケースには、保健師とケア専門員が同行訪問するなど丁寧な支援に努めることで、不安の軽減を図りました。 (子育て支援課) 産前産後サポート事業の訪問支援員による家事・育児支援は延べ20件でした。 妊婦訪問や個別相談など連携し、支援が必要な家庭の発見し、必要な支援が届くよう努めます。	A
		④育児教室の充実	育児支援事業	離乳食教室、1歳すくすく教室、にこにこ親子教室を実施し、離乳食実技や子どもとの遊びを紹介することで、子育て力を高め自信を持って育児できる環境を整えています。事業内容を見直しながら継続していきます。	継続	保健医療課	離乳食教室では、実際に親子遊びを行うことで、ふれあいの大切さを伝えています。また、調理実習中には子どもの保育を行い、保護者が実習に集中できる体制を整え、家庭でどのように離乳食を進めていくのか実践できる形で伝えています。1歳すくすく教室は、遊び・歯科・栄養と、この時期の悩みになりやすい内容と、これからの成長発達に必要なことを伝える実践型の教室です。にこにこ親子教室は、親子でからだを使って遊ぶことを中心に、生活習慣の確立や切り替えの力をつけるための経験の場として実施します。各保健福祉センターで実施することで、参加しやすい体制を整えていきます。	離乳食教室では、調理実習や試食を実施し、家庭での実践につながるよう工夫しました。親子遊びでは、保育士から保護者へ遊びのポイントを具体的に伝え、子どもとのふれあい方を知っていただく機会になりました。参加者:72組 1歳すくすく教室では、仕上げ磨きの指導や遊びの実技、幼児食の試食が好評を得ています。早からのむし歯予防につなげるため、対象月齢を昨年度より1ヶ月早めて実施し、家庭でも仕上げ磨きに取り組もうと思うという感想が多くみられました。 参加者:50組 にこにこ親子教室については6月から2月にかけて5クラス×16回実施。体を使って遊ぶ親子遊びを実施。参加実人員は83名、延べ849名が参加。参加率は63.9% 教室終了アンケートでは参加者の100%が教室の内容が自身の子育てに役立ったと回答されています。旧町単位で教室実施していますが、地区によって参加人数に大きく偏りがあり、マンパワーも不足していることから、今後は運営の見直しが必要です。	A

南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和元年度)

達成度は「具体的取組と目標」の目標に対し、令和元年度で達成したかどうかについての達成度を担当課が記載しています。

【A】年度目標を達成している:「目標通り事業を実施・推進した」、「目標通り事業を実施・推進したが、新たな課題が見つかった」、「参加人数は少ないが、少人数で充実したものが行えた(※実施することが目標である場合)」

【B】年度目標を達成していないが、目標に対して推進が認められる:「目標の達成には至らなかったが、概ね事業を実施・推進した」~「目標の達成に至らなかったが、一部の事業を実施・推進した」

【C】年度目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない:「目標に対して、事業が全くできなかった」

【※】該当事業なし:「今年度は施策に対応したをおこなっていない」「施策に挙げていた事業は廃止した」

資料1-2

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和元年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和元年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何が出来て、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成度
4 親子の健康づくりの推進	(1) 母子保健・医療の充実	⑤健康診査事業の推進	母子保健事業	各発達段階に応じて身体計測、発達検査、歯科医による診察、小児科医による診察を行い、乳幼児の疾病及び障がい早期発見するとともに、栄養指導、保健指導を実施しています。また、健診で心理士や作業療法士との相談の場を設定し、専門的なアドバイスを行っています。健診などの事業の重要性について啓発するとともに、関係機関と連携しながら、未受診者・未参加者の事業への参加促進と家庭訪問等での支援、フォロー体制の強化に努めます。	継続	保健医療課	各健診のマニュアルを作成し、適切な健診の実施に努めています。スタッフが健診前後にミーティングを行い、対象者の状況を把握したうえで従事することで、要フォロー者の見落としを防ぎ、健診結果で支援が必要とされた場合は、各関係機関と連携をとりながら、適切な支援ができるように体制を整えています。未受診者の把握にも努め、全対象者の健診参加を促すため取り組んでいます。未受診率100%を目指します。健診受診が困難な場合は、可能な手段で状況把握に努めます。フォロー率100%を目指します。	各健診マニュアルに沿って、乳児前期健診・乳児後期健診・1歳8か月児健診・2歳5か月児健診・3歳5か月児健診について、園部会場は各健診を毎月1回、美山会場は3歳5か月児健診を除く乳幼児健診を4回/年を実施。受診率は各健診ともに98%~100%で、未受診者については電話・訪問・園連携等で全数状態を把握出来ています。また、健診後にフォローが必要な者については、医療機関への受診勧奨や各種相談事業や教室でフォローしています。	A
		⑥乳幼児の事故防止・救急処置の啓発	母子保健事業	健診時にパンフレットを配布し、保健指導時に、事故防止や安全対策、救急処置の啓発を行っています。定期的な啓発が必要という認識のもと継続していきます。	継続	保健医療課	乳幼児健診の保健指導の際、パンフレットでその時期に起こりやすい事故への注意を促し、万が一の場合の連絡先や対応を伝えています。各健診のカルテにチェック欄を設け、指導の漏れを防いでいます。健診会場には、常に目に付く場所に、事故予防のポスターを掲示し、啓発をしています。	乳幼児健診の保健指導を通じて、事故防止の啓発リーフレット等を配布し、保護者に事故防止の必要性を説明。健診や各種教室会場でも環境整備するなどして、事故防止を徹底しています。	A
		⑦予防接種の推奨	予防接種事業	疾病予防のため、予防接種を適切に受けられるよう乳児家庭全戸訪問時、乳幼児健診時等、様々な機会を通し、予防接種の接種勧奨を実施しています。今後も、健診、訪問、相談等で予防接種未受診者への接種勧奨を行います。	継続	保健医療課	予防接種に関しては、母子保健カードにもチェック欄を設け、乳児家庭の全戸訪問時から乳幼児健診時、母子に係る機会を通じて、もれなく接種勧奨を実施します。また、未接種者へは、ハガキなどによる接種勧奨を継続して実施します。乳幼児の予防接種は努力義務であり、様々な考えがある中、その効果と副反応などの情報提供を適切に行い、接種率の向上を目指します。	予防接種歴を乳幼児健診、子育て相談、家庭訪問等で確認し、必要な予防接種を勧めています。乳児全戸訪問時でも予防接種の説明勧奨を行いました。また、接種対象年齢となった時のお知らせはがきや、未接種分の予診票の送付、未接種者への接種勧奨ハガキの送付を継続して実施しました。未接種者には健診等で接種勧奨するものの、一定数予防接種を受けない考えの方がいます。個人の考えを尊重しつつ、さらに有効な感染症予防対策としての啓発が必要です。	B
		⑧不妊に関する相談体制の整備	不妊治療費給付事業	不妊治療に関する不安や悩みを解消するために、関係機関と連携して、情報提供や相談体制を確立しています。プライバシーに配慮しながら相談に応じられるよう努めていきます。	継続	保健医療課	市として独自の相談体制は持っていませんが、必要に応じて、保健所や府に情報提供を求めながら、個々の相談などに応じています。市ホームページに府事業や相談窓口へのリンクを行っています。必要に応じて、保健所や府と連携し、相談に応じます。	電話等での相談に担当者が対応し、必要に応じて、府事業や相談窓口の紹介を行いました。相談者の相談内容の解消となるよう関係機関等につなぎ、事業の実施しました。	A
		⑨不妊治療助成金の支給(再掲)	不妊治療費給付事業	子どもを希望しながら不妊症のために子どもに恵まれない夫婦に対して、経済的負担を軽減するために不妊治療に要する費用の一部を助成します。	継続	保健医療課	子どもを希望しながらも恵まれないため、不妊治療又は不育治療を受けている夫婦に対して、経済的負担の軽減を図るため、その治療に要する費用の一部(自己負担額の1/2)を助成します。 一般不妊治療: 一般不妊治療、人工授精 不育治療: 不育症の原因検査、ヘパリン注射などの治療 高額になる治療費の負担軽減を図ることで、希望する人に必要な治療を受けやすくします。	不妊治療を受けている夫婦に対して、経済的負担の軽減を図るため、その治療に要する費用の一部(自己負担額の1/2)を助成しました。 不妊治療助成 申請件数: 延べ45件 (男2件、女43件) 実人数26名(男2名、女24名) 申請者のうち妊娠した方は10名です。 不育症治療助成(全て女性) 申請件数: 延べ件数3件 実人数2人 不妊症の人に経済的負担の軽減を行うことができました。 今年度は特に不育症(今までは申請がなかった)の人にも費用の助成ができました。	A
⑩不妊治療に関する意識啓発	不妊治療費給付事業	プライバシーに配慮しながらの啓発が求められます。「お知らせなんたん」やホームページ上に不妊治療助成金制度について掲載し、情報提供を行います。	継続	保健医療課	お知らせなんたん、CATVで情報提供を実施しています。ホームページ上に掲載し、申請書など窓口に来所しなくても入手できるよう配慮しています。お知らせなんたん、CATV、ホームページ掲載により、申請者が広がっていると考えます。特にホームページから情報入手し申請する方が増えています。	お知らせなんたん、CATVによる情報提供を行いました。ホームページから申請書等入手し、申請できるよう継続して行いました。今年度は不育症(今までは申請がなかった)の人にも費用の助成ができ、事業の周知が広がってきていると感じています。	A		

南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和元年度)

資料1-2

達成度は「具体的取組と目標」の目標に対し、令和元年度で達成したかどうかについての達成度を担当課が記載しています。

【A】年度目標を達成している:「目標通り事業を実施・推進した」、「目標通り事業を実施・推進したが、新たな課題が見つかった」、「参加人数は少ないが、少人数で充実したものが行えた(※実施することが目標である場合)」

【B】年度目標を達成していないが、目標に対して推進が認められる:「目標の達成には至らなかったが、概ね事業を実施・推進した」~「目標の達成に至らなかったが、一部の事業を実施・推進した」

【C】年度目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない:「目標に対して、事業が全くできなかった」

【※】該当事業なし:「今年度は施策に対応したをおこなっていない」「施策に挙げていた事業は廃止した」

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和元年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和元年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何が出来て、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成度	
4 親子の健康づくりの推進	(2) 小児医療機関との連携	①地域医療との連携		専門的な医療が受けられる医療機関の確保をはじめ、地域医療の充実を図るため、京都中部総合医療センターや地域の医療機関、京都府等の関係機関と連携を強化していきます。	継続	保健医療課	保健医療課と小児科医療にかかわる医療機関(地元開業医、京都中部総合医療センター)との連携会議を継続して実施し、小児保健医療に係る情報を共有し、連携を図っています。乳幼児健診の適切な実施に向けて、共通理解を図るきっかけになると考えています。	8月2日に医師及び関係機関との連絡会議を実施し、乳幼児健診、子どもの発達支援等について情報の共有と懇談を行いました。また、10月8日には歯科医師、歯科衛生士などとの連携会議を実施し、妊婦歯科健診、乳幼児歯科健診等について情報の共有と懇談を行いました。医療機関・関係機関と連携を深めることができました。	A	
		②医療情報の提供・意識啓発		地区医師会と連携し、医療情報や予防接種情報など情報収集し、保護者へ情報提供しています。今後も、医療機関との連携を進めていきます。	継続	保健医療課	適宜医師会と連携を持ち、医療情報や予防接種情報を共有します。適宜事業やホームページなどを通じて情報提供を行います。特に予防接種については、変更も含めて、地区医師会との連携、各医療機関への情報収集等を行っています。医師会のホームページでも予防接種の広報をしていただいています。目標数値で示せるものではありませんが、適宜連携を続けていきます。	医師会と連携し、医療情報や予防接種情報の共有を行いました。南丹市内の各医療機関で受けられる予防接種の種類や予約時間等は、保護者へ通知しており、情報を提供できました。医療情報として、市民へ新型コロナウイルス感染症の予防方法をホームページやCATV等で広報し、市民へ情報提供ができました。	A	
		③かかりつけ医の普及		子どもの発育や疾病等を気軽に相談でき、適切な医療を受けるために、かかりつけ医を持つよう、相談や訪問、乳幼児健診等あらゆる機会を通じて啓発していきます。あわせて、医療機関に協力を求めています。	継続	保健医療課	訪問や健診、相談などのあらゆる機会を通じて、地域の医療機関の紹介とともに、かかりつけ医の普及を行います。	訪問や乳幼児健診、相談事業等の事業を通じて、かかりつけ医を持つようアドバイスしています。問合せがあった方や困っている方等へ適宜アドバイスをしました。	B	
	(3) 食育の推進	①「食」についての啓発	育児支援事業 母子保健事業	育児支援事業や母子保健事業を通じて栄養の基礎知識の普及や食育を行っています。離乳食時期の調理実習も含め、具体的に調理し、与え方を指導しています。また段階的に各乳幼児健診の栄養相談で適切な栄養補給と食育について啓発を行っています。	継続	保健医療課	乳幼児健診においては全参加者に個別栄養相談を実施します。また離乳食教室、1歳すくすく教室においては、それぞれの月齢に応じた食形態を調理実習や試食を交えアドバイスを行っています。にこにこ教室や子育て広場では、親子クッキングを取り入れ、家庭で即実践いただけるようなプログラムを実施している。食を通じた子育て、親と子の健やかな食生活を支援しています。健診、相談、教室において、南丹市食育推進計画を基とした啓発を継続していきます。また機会をとらえて啓発の場を拡大していきます。	パパママ教室では、食事の振り返りや汁物の試飲を実施し、食事バランスや家庭の味付けを振り返るきっかけとなりました。乳幼児健診では、ほぼ全員に栄養相談を実施し、個々に合わせた指導を実施しました。また、減塩指導や食育レシピの啓発など保護者自身への啓発にもつながるよう取り組みました。各教室では、調理実習や試食などを取り入れ、参加者へ具体的なアドバイスができるよう工夫しました。個々における食に関する課題や、相談は多岐にわたり、個性も高くなっています。今後さらに個々に応じた啓発を行うことで、全体に浸透を図り、底上げを行っていくことが課題です。	B	
		【参考:民間団体、ボランティア団体での取り組み】 民間団体、ボランティア団体においても、参加者で食事をしたり、食事を作ったりする事業を実施され、「食」についての啓発を行っていただいております。 ・NPO法人グローアップ:みんなでごはん(子ども食堂)など ・NPO法人そのべる:子ども食堂など ・コミュニティカフェCocoCan:子ども食堂「な釜」など ・みやま子育てパートナーズよっといで:親子クッキングなど ・すくすくやぎっこ:行事の後に参加者で食事、料理教室など								
		②離乳期における食の指導の充実	育児支援事業	離乳食教室を実施し、調理実習、試食等を取り入れています。乳幼児健診や、子育て相談で栄養相談を実施し、子どもの成長に応じた食事が摂取でき、「食」を通じて親子の絆を深め安定した子育てができるよう支援しています。	継続	保健医療課	離乳期においては大きく栄養摂取内容が変化する時期であり、また保護者の食に関する悩みも増えます。一方で、離乳の進み方や児や家庭の状況はそれぞれ異なるため、保護者の思いを受け止めながら、児の状況を確認し適切なアドバイスに努めていきます。また離乳食教室ではより実践的具体的なアドバイスを子育て面、栄養面から行います。乳児前期健診において、児の状態を把握し、全保護者に離乳食についての説明を行います。また離乳食教室の参加を促していきます。また毎回アンケート調査を実施し、保護者の理解度やニーズを把握し参加満足度を下げないようにします。	乳児前期健診においてすべての保護者に個別で離乳食の説明、教室参加を促しました。第1子目の保護者からの質問が多い現状があるため、特に第1子目の保護者には、積極的に教室の参加を呼びかけました。離乳食教室では、参加者一人一人に声をかけるよう心がけ、保護者が思いや悩みを相談できる機会を設けました。また、教室終了後にアンケートを実施し、保護者のニーズに合わせて教室の実施ができました。	B	

南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和元年度)

資料1-2

達成度は「具体的取組と目標」の目標に対し、令和元年度で達成したかどうかについての達成度を担当課が記載しています。

【A】年度目標を達成している:「目標通り事業を実施・推進した」、「目標通り事業を実施・推進したが、新たな課題が見つかった」、「参加人数は少ないが、少人数で充実したものが行えた(※実施することが目標である場合)」

【B】年度目標を達成していないが、目標に対して推進が認められる:「目標の達成には至らなかったが、概ね事業を実施・推進した」~「目標の達成に至らなかったが、一部の事業を実施・推進した」

【C】年度目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない:「目標に対して、事業が全くできなかった」

【※】該当事業なし:「今年度は施策に対応したをおこなっていない」「施策に挙げていた事業は廃止した」

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和元年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和元年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何が出来て、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成度		
4 親子の健康づくりの推進	(3) 食育の推進	③給食などを通じた食に関する指導の充実		保育所では、食べる力が生きる力につながる大事なこととしてとらえ、統一の食育計画に基づき、日々の保育を実践しています。学校では、給食を通して食の大切さを啓発するとともに、各学校の「食に関する指導計画」に基づき、教科等に関連づけた授業等を実施し、給食だより等を通じて食の大切さを指導します。また、給食週間等の啓発期間を設定します。	継続	学校教育課 子育て支援課	(学校教育課) 児童生徒の健康増進を図り、望ましい食習慣を身につけます。南丹市内4調理場において、「夏バテ予防週間」「風邪予防週間等」等のテーマ給食に取組み、指導の充実を図ります。 (子育て支援課) 乳幼児期に適した給食献立の検討と、規則正しい生活習慣、バランスの良い食事が家庭においても行えるよう、食育だより等を通して啓発していきます。	(学校教育課) 和食を中心とした、小中学校共通献立給食を実施し、郷土愛、感謝の心の育成に努めました。発達段階に応じた食の大切さを学び、自ら健康管理ができる力を育みました。 (子育て支援課) 食育だよりを毎月発行し、行事食やいろいろな国の料理を取り入れたバランスのある献立の他、親子クッキング教室を実施し、家庭における食育の理解を深める取組みが行えました。家庭でも作りやすいメニューを紹介し、家庭の献立作りにも好評です。	A A		
		④家庭における食育の推進	育児支援事業 母子保健事業 健康づくり推進事業	適切な食生活が、乳幼児期から学童期、思春期へと継続されるように、保育所や幼稚園、学校と連携し、生涯を通じた望ましい食習慣の基礎が確立できるように、啓発等に取り組めます。モデル校での「弁当の日」の支援を行い、食への感謝・調理力を身につける力につなげます。	継続	保健医療課	各教室では、調理実習や試食を交え、より具体的、実践的なアドバイスを行うことで、即家庭で実践いただけるようなプログラムを実施しています。また、乳幼児の健全な食生活を通して、保護者や家庭も健康的な食生活を送ることができるよう家庭単位でみた食育推進支援を行っています。教室などの啓発については、より具体的、実践的な内容にすることで家庭生活に生かしていたるものにします。「弁当の日」実施については、実施前後のアンケートを児童、保護者等にとり、全体の変化だけでなく個々の変化を数値で確認し、その影響力を確認します。	各教室では家庭でも取り組めるよう、調理実習や試食を実施し、具体的なアドバイスを実施できました。また、乳幼児健診では、食育レシポの配布や減塩啓発を実施し、家庭全体への食育推進を行いました。 「弁当の日」を取組んだ4校(園部第二小学校、八木東小学校、殿田小学校、美山小学校)については、各校の特色に合わせ実施ができました。今後も引き続き実施する予定です。 「弁当の日」の取組みの中で、体制が変わっても継続して実施し、積み上げていけるよう今後学校、地域、行政の役割を明確にし、連絡調整を深め取組みを進めていきます。	B		
		⑤地域における食育の推進	健康づくり推進事業	南丹市食生活改善推進員などと連携し、試食体験や調理実習などを開催します。	継続	保健医療課	食生活改善推進員の養成及び育成を実施し、市と協働して地域における食育推進の担い手になっていただいています。毎年おやこ料理教室などの親子向け教室を各支部毎に実施しています。食生活改善推進員育成講座は毎年実施し、スキルアップの環境づくりをしていきます。また、食改善講座を平成27年度から実施しています。3年連続で開催することで、食改員(現在会員数119名)の増員補強を図ります。また現会員と新会員との交流を行い、地域活動をスムーズに行っていただけるよう支援していきます。	平成27年度から3年連続して食生活改善推進員養成講座を開催し、会員の増加が図れました。令和元年度については、会員向けの育成講座を年5回開催し、スキルアップを図りました。会員の出席率は平均18.2%と低めであることから、今後も積極的に参加を呼びかけ、地域活動をスムーズに行なっていける様、支援していく必要があります。	B		
		【参考:民間団体、ボランティア団体での取り組み】 ボランティア団体においても、食生活改善推進員と連携しながら地域における食育の推進を実施いただいております。 ・みやま子育てパートナーズよっといで:食生活改善推進員に協力いただく親子クッキング ・すくすくやぎっこ:食生活改善推進員に協力いただく料理教室									
		⑥児童生徒への食に関する知識の普及		食に関する知識等について家庭科等の教科に位置づけるとともに、給食指導を通じて食への関心を高める取組みを実施します。	継続	学校教育課	食に関する知識等について家庭科等の教科に位置づけるとともに、給食指導を通じて食への関心を高める取組みを実施します。	教科と給食指導を通じて食への関心を高める取組みを行いました。	A		
		⑦農業体験などの実施	日吉町郷土資料館体験講座	保育所では、野菜づくりや芋掘り等の菜園活動やクッキング等、子どもが楽しみながら「食」を体験する機会を多くもち、「楽しく食えること」を大事にしています。青少年活動事業で農業体験や調理体験などを行い地域に根ざした農業体験や食育事業を推進します。今後も体験指導者の確保に努めていきます。	継続	社会教育課 子育て支援課	(社会教育課) 日吉町郷土資料館体験講座として、毎年11月に郷土の伝承料理体験講座と3月に「白みそづくり」体験講座を実施します。継続的に毎年実施していくこととしています。 (子育て支援課) 子どもたちが、食につながる体験を通して、食に対する理解が深まる取組みを行います。	(社会教育課) 郷土資料館では食にまつわる講座を3回実施しましたが、参加者層は大人が多く、固定メンバーが参加する傾向です。新規参加者や子どもを対象にした内容の検討が必要です。 (子育て支援課) 魚の解体や農園活動などの体験を通して、食の楽しみ・大切さについて理解する取組みとなりました。普段から食材の納入でお世話になる業者さんや地域の方との交流にもつながり、食への関心、興味がより広がりました。	B A		
		【参考:民間団体、ボランティア団体での取り組み】 ボランティア団体においても、親子で農業体験を行う事業を実施されています。 ・みやま子育てパートナーズよっといで:ブルーベリー摘み、さつまいもほりなど ・すくすくやぎっこ:いちご狩りなど									

南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和元年度)

資料1-2

達成度は「具体的取組と目標」の目標に対し、令和元年度で達成したかどうかについての達成度を担当課が記載しています。

【A】年度目標を達成している:「目標通り事業を実施・推進した」、「目標通り事業を実施・推進したが、新たな課題が見つかった」、「参加人数は少ないが、少人数で充実したものが行えた(※実施することが目標である場合)」

【B】年度目標を達成していないが、目標に対して推進が認められる:「目標の達成には至らなかったが、概ね事業を実施・推進した」~「目標の達成に至らなかったが、一部の事業を実施・推進した」

【C】年度目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない:「目標に対して、事業が全くできなかった」

【※】該当事業なし:「今年度は施策に対応したをおこなっていない」「施策に挙げていた事業は廃止した」

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和元年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和元年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何が出来て、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成度
4 親子の健康づくりの推進	(3) 食育の推進	⑧食に関する情報の提供	ふるさと農業創生支援事業	南丹市食育推進計画市内推進委員会にて、CATV放送を活用し、地域の伝統食や食文化の紹介を行っています。 南丹市ホームページを活用し、南丹市の美味しい野菜や直売所情報などを紹介することを検討します。	継続	農業推進課	南丹市ホームページとは別に、「南丹市農業ポータルサイト」を立ち上げ、南丹市の美味しい野菜や直売所情報などを発信します。 (単年度目標)農業情報ポータルサイトの充実を図り、農業の魅力を伝え、親子で体験できる機会づくりにつなげていきます。 (令和元年度目標)食に関する情報をサイト上に30以上掲載します。	南丹市農業ポータルサイトでは内容の充実は図れませんでした。ふるさと農業創生支援事業において農の魅力情報を発信するための事業提案などをまとめることができました。 リニューアルした市ホームページ等を活用し、情報提供の充実を図ります。	B
		⑨健康づくり推進協議会による「弁当の日」の推進	健康づくり推進事業	市内4校の小学校で「弁当の日」を実施しています。健康づくり推進協議会構成団体の支援により、各小学校の特色を生かしながら、野菜づくり、調理実習、保存食づくりを実施し、食への感謝、調理力が身につけてきています。今後も地域、学校と連携を取り支援を行います。	新規	保健医療課	実施校の目的に沿って、野菜づくり、献立作成、調理実習、お弁当詰め、後片付けの一連の流れを子ども自身がおこなえる力を、健康づくり推進協議会構成団体の支援を受け取り組んでいます。5年生~6年生の2年間で、児童の調理力の向上のみならず、バランスや色彩を考えた弁当づくりが出来る力が付いています。また、支援いただいた健康づくり推進協議会構成団体の活性化にも繋がり、健康づくり、生きがいづくりの場にもなっています。 令和元年度には、南丹市内全小中学校に「弁当の日」の取組が広がるよう、健康づくり推進協議会や、地域、学校と連携を行います。また、実施されている小中学校においては、引き続き支援を行います。	「弁当の日」を4校(園部第二小学校、八木東小学校、殿田小学校、美山小学校)で実施。健康づくり推進協議会構成団体の支援により取り組みを進めています。令和元年度は健康づくり推進協議会が支援する小学校での生きる力を育む「弁当の日」の知名度をさらに上げ、広く市民に理解していただき、推進力としていく計画を行いました。小学校の食育研究発表で実践発表、「弁当の日」の取組みが評価されたことでチヨダ地域保健推進賞受賞、他市より視察の依頼を受けるなど広く市内外に発信することが出来ました。しかしながら、実施校は4校にとどまり、学校への広がりには課題がみられます。今後も子どもたちを通して、保護者、地域、団体へと食育の輪を広げ、健康づくり、地域の活性化につなげていきたいと考えます。	B
		⑩庁内食育推進委員会による食育推進	健康づくり推進事業	庁内食育推進部会による会議を定期的に開催し、連携を行なっています。また、CATV、広報なんたんを通じて、食育の啓発を幅広く行いました。また、南丹市食育ロゴマークの利用施設の増加に向けて取り組んでいます。今後も南丹市健康増進・食育推進計画に基づき、食生活と健康、食文化の継承、風土を生かした食育、食とコミュニケーションの4つの分野を広く啓発し、食がひとづくり、まちづくりとなるよう推進を図ります。	新規	保健医療課	毎月1回、庁内食育推進委員会による会議を開催しています。CATVや、広報なんたんでは、地産地消を基盤として地域の食育の取組や和食文化の継承をテーマに取材し、市民に幅広く啓発しています。南丹市食育ロゴマークを申請された施設には「ステッカー」を掲示する取組も少しずつ広がっています。(現在13施設) CATVや広報、食育キャンペーンを通し、食生活と健康、食文化の継承、風土を生かした食育、食とコミュニケーションの4つの分野を広く啓発出来るよう、取組みを進めていきます。令和元年度にはさらに市内に食育の取組が広がるよう、庁内でも連携をとっていきます。	庁内食育推進部会では、構成の関係課が、それぞれの分野の食育発信をCATVや広報を通じて行いました。内容は、乳幼児健診・保育所・学校・地域での食育の取組内容を紹介し、市民へ啓発しました。また今年度は食育ののぼりを使って、毎月食育の日(19日)を含む1週間は、市の施設に掲示し、市民へ啓発しました。 10月と3月には、庁内の健康増進部会と食育推進部会が合同で会議を持ち、なんたん健康まちづくりについて、理解を深め今後の方向性を共有しました。 昨年度の事業より、広報の機会を増やし、事業の推進することができました。	A
(4) 思春期保健の充実	①性教育の推進	母子保健事業	性に関すること、生命の尊厳に関することなどについての正しい知識の普及啓発を図ります。性教育の教材の貸出し等を実施します。	継続	保健医療課	赤ちゃん訪問時に、母に対し受胎調節指導を行い、無計画な妊娠や墮胎の予防に努めています。 学校から希望があれば、教材の貸し出しを行っています。 無計画な妊娠や出産の予防のため、教材の貸し出しについては学校の要望に応じます。	パパママ教室や訪問で性や妊娠についての知識の普及啓発を行っています。 学校からの希望があれば、教材の貸し出しや教育を実施しています。	B	
	②喫煙・飲酒・薬物の有害性についての啓発	健康づくり推進事業	未成年者の喫煙・飲酒・薬物等の害について、市内の高等学校で保健所と禁煙教育を実施し、正しい知識の普及啓発を図っており、今後も学校と連携して啓発していきます。	継続	保健医療課	市内の全ての高校と、希望がある小中学校に対して、年に1回、防煙教室を実施しています。講師は、防煙に取り組むNPO法人、京都府・市の保健師、地区の薬剤師等の関係者が担い、リレートーク式で防煙教育を行う事で、多方面からの指導が行われています。また「実際に誘われたらどのように断るのか」など、自分自身に置き換えた場合のワークや、禁煙指導の媒体を使っての体験学習も重視しています。小中学校の体験型防煙教室への理解と協力を求めています。令和元年度には、全ての小中学校にて体験型防煙教室の実施ができるよう取り組んでいきます。	市内の高校3校(園部高等学校、聖カタリナ高等学校、農芸高等学校)については、すべて防煙教室が実施できました。 小中学校においては、学校独自で実施しているところが多いため防煙教室の希望は少なく、中学校1校(園部中学校)、小学校1校(八木西小学校)の実施に留まりました。実施校の感想は好評であり、次年度も続けていく考えです。	B	
	③無煙環境づくりの推進	健康づくり推進事業	学校内での敷地内禁煙を実施するなど、無煙環境づくりについての意識啓発を行います。	継続	保健医療課	「煙のないまちづくり事業」を通じて、公共施設及び商店等様々な建物の管理者に防煙の協力を呼びかけ、子どもが利用する建物の防煙に取り組んでいます。防煙に対する取組内容によって、「敷地内(建物内)禁煙ステッカー」を掲示しています。 毎年1回、市内の商店を中心に訪問し、防煙の説明をし、協力を求めています。	スーパーマーケット、日用品店、薬局等の禁煙ステッカー掲示を依頼し、禁煙啓発を行いました。 建物内禁煙実施施設:137件 敷地内禁煙実施施設:54件	B	

南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和元年度)

達成度は「具体的取組と目標」の目標に対し、令和元年度で達成したかどうかについての達成度を担当課が記載しています。

【A】年度目標を達成している:「目標通り事業を実施・推進した」、「目標通り事業を実施・推進したが、新たな課題が見つかった」、「参加人数は少ないが、少人数で充実したものが行えた(※実施することが目標である場合)」

【B】年度目標を達成していないが、目標に対して推進が認められる:「目標の達成には至らなかったが、概ね事業を実施・推進した」~「目標の達成に至らなかったが、一部の事業を実施・推進した」

【C】年度目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない:「目標に対して、事業が全くできなかった」

【※】該当事業なし:「今年度は施策に対応したをおこなっていない」「施策に挙げていた事業は廃止した」

資料1-2

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和元年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和元年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何が出来て、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成度
4 親子の健康づくりの推進	(4) 思春期保健の充実	④健康教育の推進	育児支援事業	子育て相談、乳幼児健診等を通じて、生活リズムを整えることや食生活の重要性等についてパンフレットを配布し、個別に指導するとともに、広報で健康教育を行っていきます。	継続	保健医療課	子育て相談を旧町単位にて月1回実施しています。乳幼児健診は、各健診、毎月1回園部会場にて実施しています。3健を除く乳幼児健診は、美山会場においても実施しています。健診では、乳幼児の身体的精神的健康の確認、発達の確認を行っています。また、パンフレットや歯ブラシなどを配布し、栄養面、歯科保健、発達支援など多方向から年齢に応じた育児支援を行い、予防接種、生活リズムや生活習慣の確立、食生活の指導を行います。	子育て相談は月1回旧町単位で実施し、繰り返し利用される方もいました。乳児期、幼児期のそれぞれの親のニーズに応じた関わりが継続的にできたと考えます。3月は新型コロナウイルスの感染対策の観点から中止しましたが、電話や訪問対応で必要者にはフォローしました。乳幼児健診では、問診票で生活リズムを確認し、早寝早起きの具体的な対策を保護者に伝えていきます。健診マニュアルにより、指導内容の統一を行っています。乳児後期健診に歯科衛生士による歯科指導を行い、早期から歯の健康管理についてアドバイスし、歯科保健にも力を入れています。3月は新型コロナウイルス感染予防の観点から、子育て相談は中止としました。必要者には電話や訪問でのフォローは行いました。	B
		⑤乳幼児とのふれあい活動の推進		保育所や幼稚園での職場体験事業等を通じて、中学生が乳幼児とふれあいをもてる機会を確保し、親となることの意味と子育てへの理解と関心を高められるように啓発します。	継続	学校教育課	保育所や幼稚園での職場体験事業等を通じて、中学生が乳幼児とふれあいをもてる機会を確保し、親となることの意味と子育てへの理解と関心を高められるように啓発します。	職場体験を通して乳幼児に触れ合う機会を持ちました。また、人権学習の取組としてNPO法人グロースの協力により赤ちゃんとそのお母さんに来校してもらい「赤ちゃんとのふれあい体験」を実施。かわいい赤ちゃんを抱っこして、命の重み、尊さを肌で感じるとともに子育ての喜びや苦労について学ぶ機会ができました。	A
		⑥児童生徒の教育相談の推進		児童生徒の悩みや不安、ストレスなどの解消を図り、心にゆとりをもてる環境を提供できるように、スクールカウンセラーを配置しています。	継続	学校教育課	児童生徒の悩みや不安、ストレスなどの解消を図り、心にゆとりをもてる環境を提供できるように、スクールカウンセラーを配置して対応します。	児童生徒の相談に対し、丁寧な対応に努めました。今年度は、中学校に配置しているスクールカウンセラーを各ブロックの小学校にも派遣して対応しました。 スクールカウンセラー配置状況 5人 園部小・園部中・八木中・殿田中・美山中学校に各1人	A
		⑦学童・思春期の子どもをもつ保護者への相談の推進		相談に対しては保護者の思いに寄り添い、丁寧な対応に努めています。	継続	学校教育課	相談に対しては保護者の思いに寄り添い、丁寧な対応に努めます。	相談に対しては保護者の思いに寄り添い、丁寧な対応に努めました。	A

南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和元年度)

資料1-2

達成度は「具体的取組と目標」の目標に対し、令和元年度で達成したかどうかについての達成度を担当課が記載しています。

【A】年度目標を達成している:「目標通り事業を実施・推進した」、「目標通り事業を実施・推進したが、新たな課題が見つかった」、「参加人数は少ないが、少人数で充実したものが行えた(※実施することが目標である場合)」

【B】年度目標を達成していないが、目標に対して推進が認められる:「目標の達成には至らなかったが、概ね事業を実施・推進した」~「目標の達成に至らなかったが、一部の事業を実施・推進した」

【C】年度目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない:「目標に対して、事業が全くできなかった」

【※】該当事業なし:「今年度は施策に対応したをおこなっていない」「施策に挙げていた事業は廃止した」

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和元年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和元年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何が出来て、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成度
5 きめ細かな配慮を要する児童等への支援の充実	(1) 子どもの人権の確保と子どもへの虐待防止対策	①子育てサポート派遣制度の充実	地域子育て支援事業	妊産婦期から義務教育終了までの子育て期にある家庭で、育児疲れや子育てなどが困難な世帯に対して、子育てサポーターを派遣して子どもの世話や家事などの必要な支援を行い、健やかな子どもの成長を支援します。今後は、サポーターの確保・育成に努めていきます。	継続	子育て支援課	「子育てサポート派遣事業」について、国が要綱を定める「養育支援訪問事業」との整合を図ります。また、平成29年3月に京都府が作成した「養育支援訪問事業実施ガイドライン」とも整合を図ります。 平成29年4月には、子育てサポート派遣事業実施要綱を改め、養育支援訪問事業実施要綱を新たに制定しました。今後は「子育て支援員研修」への受講を促し、支援にあたる人材を確保して制度の有効活用を図ります。	平成29年4月1日付で子育てサポート派遣事業実施要綱に変わり、養育支援訪問事業実施要綱を制定しました。7件の利用があり家事支援を実施しました。	A
		②主任児童委員、民生児童委員との連携	(社会福祉課) 民生委員・児童委員協議会運営事業	市内の親子の様子を把握し、家庭教育の啓発を行うため、様々な機会を通じて主任児童委員、民生児童委員との連携を図ります。関係機関や学校との連携強化により、問題が発生した時には迅速に対応できる体制を確立するほか、継続して要保護児童への個別対応と連携を行っていきます。また、登下校の見守りなどを通じ、地域における子どもたちの生活実態把握に努めます。	継続	福祉相談課 子育て支援課	(福祉相談課) 民生児童委員協議会では、学校との連携強化のため、子育て講演会、教職員との懇談会、各学校との交流などを実施します。登下校の見守りなどを通じ、地域における子どもたちの生活の実態把握に努め、学校現場との連携体制の基盤を構築します。 (子育て支援課) 要保護児童対策地域協議会の構成に引き続き民生児童委員協議会に参画いただき、実務者会議には各地区主任児童委員に参画いただきます。個別ケースの支援について必要に応じ地域の民生委員・児童委員と連携を図ります。	(福祉相談課) 各町民生児童委員協議会の取り組みにより、学校との交流・連携に取り組みました。また、登下校の見守りなどを通じ、地域における子どもたちの生活実態の把握に努めました。 (子育て支援課) 協議会実務者会議には4名の主任児童委員に参画いただき、地域の見守りの視点で意見をいただきました。個々の地区委員に個別に連携、情報の共有も図っています。	A A
		③「子どもの人権110番」の周知	いじめ問題対策事業	京都府人権擁護委員連絡会の電話相談の周知に努めます。 いじめ・体罰・不登校・児童虐待など子どもの人権に関わる問題の解消に努めます。今後も広報活動に力を入れていきます。	継続	人権政策課	教育委員会事務局及び市立学校等と連携し、ポスターの掲出など事業の周知徹底を図ります。	人権擁護委員連絡会の電話相談の周知(広報啓発)に取り組みました。 南丹市いじめ問題対策連絡協議会を8月に開催し、子どもの人権に関する取り組みを進めることができました。	A
		④児童虐待防止についての知識の普及		保護者が子育ての悩みを抱え込むことがないよう、妊娠届出時・乳児家庭全戸訪問・乳幼児健診等において相談を行います。日常的に支援できる地域でのサービス等について紹介しています。訪問や健診のほか、拠点事業を通じて、知識の普及を行っていきます。	継続	保健医療課 子育て支援課	(保健医療課) 妊娠届出時・乳児家庭全戸訪問等に、育児の支援や給付等のサービス等について紹介します。 パパママ教室、出生届出、訪問時、虐待防止のチラシを配布し、知識の普及に努めます。また、前期健診時は、集団指導を通じて、虐待予防の知識の普及を行います。 虐待予防の啓発を妊娠届出、乳児家庭全戸訪問・乳幼児健診・子育て相談等で実施していきます。 乳幼児期の虐待として、「揺さぶられ症候群」の認知(健やか親子21評価項目)について乳児前期健診で調査し、知っている人100%を目指します。 (子育て支援課) 地域子育て支援拠点事業として実施している「子育てすこやかセンター」や「ぼこぼくらぶ」において、日常的な寄り添い支援の中で、虐待の未然防止に努めます。 「子育てすこやかセンター」や「ぼこぼくらぶ」において、母の悩みや不安を丁寧に吸い上げ、悩みや不安が虐待につながらないよう、寄り添い、支援を実施します。	(保健医療課) 妊娠届出時、パパママ教室時、赤ちゃん訪問時に虐待予防のチラシを配布し、育児不安やしんどさを訴える保護者があれば、関係機関に連携し支援を行いました。 乳児前期健診時には、「揺さぶられ症候群を患っているか」のアンケートを調査し、知らない方には啓発しています。「知らない」と答えた方はありませんでした。 (子育て支援課) 「子育てすこやかセンター」「ぼこぼくらぶ」内において、指導員、スタッフによる寄り添い支援を実施しました。今後も傾聴など行う中で虐待の未然防止に繋がるよう寄り添い支援を行います。	A A
		⑤関係機関による児童虐待の早期発見		乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診、子育て相談等を通じて、虐待の早期発見・早期対応に努めます。 乳幼児健診未受診者の中で虐待リスクの高い場合がみられることから、未受診家庭の状況を把握するとともに、未受診とならないよう産前・産後からの支援も検討していきます。	継続	保健医療課	保健事業の中で虐待がないか注意して関わり、虐待リスクの高い乳幼児健診の未受診者には、次回の訪問の案内を行い健診受診の勧奨を行ないます。2回以上案内しても、健診未受診者へは、訪問等の対応を実施し、子ども及び保護者の状況把握を行います。 妊娠届出時、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診、子育て相談等を通じて、虐待の早期発見・早期対応に努めます。	保健事業の中で虐待の早期発見に努めました。 虐待リスクの高い乳幼児健診の未受診者には、電話で健診を勧奨し、それでも未受診の場合は訪問等で子どもや保護者の状況把握を行いました。 乳幼児健診受診者:924人 受診率 乳児前期:100%、乳児後期:98.9%、1歳8ヵ月児健診:99.4%、2歳5ヵ月児健診:98.4%、3歳5ヵ月児健診:99.1%	A

南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和元年度)

資料1-2

達成度は「具体的取組と目標」の目標に対し、令和元年度で達成したかどうかについての達成度を担当課が記載しています。

【A】年度目標を達成している:「目標通り事業を実施・推進した」、「目標通り事業を実施・推進したが、新たな課題が見つかった」、「参加人数は少ないが、少人数で充実したものが行えた(※実施することが目標である場合)」

【B】年度目標を達成していないが、目標に対して推進が認められる:「目標の達成には至らなかったが、概ね事業を実施・推進した」~「目標の達成に至らなかったが、一部の事業を実施・推進した」

【C】年度目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない:「目標に対して、事業が全くできなかった」

【※】該当事業なし:「今年度は施策に対応したをおこなっていない」「施策に挙げていた事業は廃止した」

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和元年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和元年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何が出来て、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成度	
5	きめ細かな配慮を要する児童等への支援の充実	(1) 子どもの人権の確保と子どもへの虐待防止対策	⑥児童虐待未然防止の相談体制の充実	(社会福祉課) 発達支援センター管理運営事業・発達支援相談事業	子育て発達支援センターに専門職を配置し、相談業務を実施しているほか、子育て支援課に家庭児童相談員を配置し、対応しています。保健師や栄養士は、日常業務の中で相談対応を行っています。 気軽に相談できる「場」であり「人」であることを周知するとともに、専門性の向上と体制の充実を図っていきます。	継続	社会福祉課 保健医療課 子育て支援課	(社会福祉課) 発達支援相談事業として、発達相談・OT相談・言語相談・発達クリニック・発達支援クリニックを実施し、発達支援や育児支援を行います。 (保健医療課) 妊娠届出時・乳児家庭全戸訪問・乳幼児健診・子育て相談等において個別相談を行い、保護者からの困り事や悩みを聞き、保護者の不安解消に努めました。 利用者支援事業母子保健型相談室を設置し、妊娠届出時には必ず保健師等の専門職が面接を行うことにより、支援が必要な妊婦を早期に発見し、関係機関と連携することにより、虐待の未然防止に努めました。 子育て相談は、毎月4会場で行い、保護者が身近で相談しやすいような体制を取っています。 電話での相談にも、適宜対応し、不安の早期解消に努めました。 (子育て支援課) ケース対応の質と量の強化のため、平成30年度から家庭支援相談員を1名追加しました、令和元年度は常勤3名、非常勤(週4勤務)1名を配置し、市民だけでなく学校や保育所等からの相談を受け対応しました。また、児童福祉法の改正により、対応職員に義務付けられた研修に令和元年度は新たに2名参加し、知識とスキルの向上に努めました。	A	
			⑦家庭児童相談窓口の設置		相談窓口を設置し、家庭支援総合センター等と連携しながら、子どもや家庭の問題に対する適切な支援に努めます。子育て支援課に嘱託相談員を2名配置しており、担当職員も含めて対応します。	継続	子育て支援課	家庭児童相談員(嘱託常勤)を平成30年度に1名増員し、現4名を配置しています。養護教諭経験者や児童福祉行政経験者、施設勤務経験者を任用するなど、知識と経験を活かした対応が図れるよう体制を整えています。また、業務が相談員だけの負担にならないよう、また複数で支援が図れるよう、正規職員も担当し、その職員は児童福祉司任用資格を通信講座で取得し、専門性を補っています。 平成28年度の児童福祉法等改正法により、国、都道府県(児童相談所)、市町村の役割と責務が明確化されたことにより、家庭児童相談に係る専門性の向上と体制の充実を図る必要があります。	常に子どもが所属する保育所、学校等の現場の他、家族が関わる教育、福祉、保健、医療の関係機関、児童相談所や警察署との情報共有、連携を行い、支援しています。家庭児童相談員は令和元年度は常勤3名、非常勤(週4勤務)1名で相談業務を行いました。	A
			⑧要保護児童対策地域協議会の組織強化		適切かつ早期の対応を図るため、要保護児童対策地域協議会を組織し、関係機関によるケースの進行管理を定期的実施しています。今後も保健・医療・福祉・教育などの関係機関と地域との連携をより一層強化し、児童虐待の早期発見、早期対応に努め、要保護児童対策地域協議会を通じて、具体的な支援を進めます。	継続	子育て支援課	ケースの進行管理のため、児童の所属機関から毎月出席状況等の定期情報を求め、これを基に台帳に整理し、実務者会議を月1回開催しています。 実務者会議は月1回開催します。医療機関・医師との連携強化を図るため、地域の基幹病院である京都中部総合医療センターを要対協の構成機関に28年度より加えました。 平成29年4月施行の改正児童福祉法で、要対協調整機関に専門職の配置が義務化されましたが、義務化に先立ち、平成28年4月から保健師を子育て支援課に配置しています。	協議会実務者会議を月1回(年11回予定)開催し、ケースの進行管理を行いました。教育、福祉、医療、保健等との関係機関の方に出席いただき、地域の見守りの視点や医療の視点等、多面的な意見を伺ってケース対応の見直しを行いました。 また、児童福祉法の改正により、要保護児童対策地域協議会調整機関職員に義務付けられた研修に新たに2名参加し、知識とスキルの向上に努めました。	A
	(2) ひとり親家庭への支援	①相談体制の充実	(社会福祉課) 民生委員・児童委員協議会運営事業	民生児童委員、母子寡婦福祉会、母子福祉推進員等と連携し、ひとり親家庭に対する相談体制の充実を図っています。 それぞれの地区の民生児童委員協議会ごとに担当部会を設けて交流を図っているほか、南丹市母子寡婦福祉会では、支部活動での交流の機会を設けています。	継続	福祉相談課	民生児童委員協議会では、単位民児協ごとに担当部会を設け、母子寡婦福祉会との交流会の実施、ひとり親家庭の現状について研修会を開催します。 各町でのひとり親家庭の現状を把握し、ニーズにあわせた支援に応えられるよう、日頃の交流会等を通じ、ひとり親家庭との信頼関係を築くとともに、相談体制の充実を図ります。	各町民生児童委員協議会の取り組みにより、学校との交流・連携に取り組みました。また、登下校の見守りなどを通じ、地域における子どもたちの生活実態の把握に努めました。	A	
		②ひとり親家庭の就労支援		自立に向けた就労支援の一環として、保育所入所への優先基準を設けています。	継続	子育て支援課	ひとり親家庭の保護者の就労がしやすくなるように、優先的に希望する保育所に入りやすくなるよう調整しています。 ひとり親の経済的不安定が改善できるよう、入所を優先することで自立を支援します。	入所希望者が入所可能人数を超える保育所では、全員の面接を行い、就労を希望するひとり親については優先的に案内しており、就労支援につながりました。	A	
		③経済的負担の軽減		各種手当の支給や医療費の助成を行い、ひとり親家庭の経済的な負担を軽減します。	継続	子育て支援課	児童扶養手当、母子家庭奨学金、ひとり親家庭医療といった、国、府、市の制度により実施します。また、専門的な支援が必要な場合は各関係機関と連携を図っていきます。	各種制度や養育費相談支援センター等の相談機関の案内を行い、必要な支援を行っています。また、社会福祉協議会の生活困窮者の相談窓口と京都府ひとり親家庭自立支援センターの相談員等と連携を図りながら支援を行っています。今後も連携を図りながら支援を続けていきます。	A	

南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和元年度)

資料1-2

達成度は「具体的取組と目標」の目標に対し、令和元年度で達成したかどうかについての達成度を担当課が記載しています。

【A】年度目標を達成している:「目標通り事業を実施・推進した」、「目標通り事業を実施・推進したが、新たな課題が見つかった」、「参加人数は少ないが、少人数で充実したものが行えた(※実施することが目標である場合)」

【B】年度目標を達成していないが、目標に対して推進が認められる:「目標の達成には至らなかったが、概ね事業を実施・推進した」~「目標の達成に至らなかったが、一部の事業を実施・推進した」

【C】年度目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない:「目標に対して、事業が全くできなかった」

【※】該当事業なし:「今年度は施策に対応したをおこなっていない」「施策に挙げていた事業は廃止した」

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和元年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和元年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何が出来て、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成度
5 きめ細かな配慮を要する児童等への支援の充実	(3) 障がい等で支援が必要な子どもの家庭支援	①障がいの早期発見・療育指導の推進		発達の遅れや、その疑いへの気づきの場であるという認識のもとで乳幼児健診を行い、必要に応じて発達支援センターの相談や医療機関につなげます。保育所等関係機関と連携しながら療育指導等に努めます。	継続	保健医療課	乳幼児健診後、必要に応じて発達支援センターの相談や療育教室につなぎます。また発達支援センターとの連携会議を実施し、スムーズな連携ができるよう調整を行います。障がいの早期発見のため、乳幼児健診を実施します。関係機関との連携会議を実施し、療育指導につなげやすい体制を整えます。	乳幼児健診を実施し、障がいの早期発見に努めました。支援が必要な子どもは発達支援センターの相談事業や発達支援クリニック等を紹介し、支援を行いました。また、定期的な保育所、幼稚園等との連携の中で、支援が必要な子どもについて連携を行い、早期に支援を受ける事ができるよう努めました。	A
		②療育体制の充実	(社会福祉課) 発達支援センター管理運営事業・児童発達支援事業(つくし園)	子育て発達支援センター内のつくし園(社会福祉協議会へ委託)で、親子療育と単独療育を実施しています。	継続	社会福祉課 保健医療課	(社会福祉課) 療育では、小集団の活動の中で自信をつけ、子どもの自立をサポートし、保護者に対する支援も行います。今後、療育待機者が出ないよう受け入れ体制の調整を行い、医療・保健・通園先等との連携を強め一貫した支援実施を継続します。 (保健医療課) 療育の必要な子どもの支援を関係機関と連携し、療育教室へつなげていきます。又療育機関・発達支援センターとの会議を持ち、連携をはかります。療育教室の関係機関との連携会議を定期的実施し、必要な子どもに療育指導へつなげやすい環境をつくります。	(社会福祉課) つくし園のスタッフ減に伴い、新規利用の受け入れができていない状況になりましたが、他の支援事業所先を紹介する等療育紹介をすることができました。つくし園利用者(57名)。療育待機者はないが、体験希望待ちは数人見られました。新規事業として令和元年10月から南丹市個別児童発達支援事業(花ノ木医療福祉センター委託)の連携もでき、2名の利用を開始しています。今後も関係機関と連携して支援していきます。 (保健医療課) 健診や相談事業等を通じて、療育等の支援が必要と思われる子どもの保護者に対して、子育て発達支援センターや医療等関係機関を紹介し、療育に向けて支援しました。療育がスムーズに受けられるよう、療育機関と子育て発達支援センターとで、療育事前会議等を行い対象者の把握、療育体制の調整等を行いました。	A A
		③専門的育児支援事業の充実	発達支援センター管理運営事業・発達支援相談事業	子育て発達支援センターに心理士、作業療法士といった専門職を配置し、早期発見・早期療育を推進しているほか、南丹圏域の花ノ木医療福祉センターとも連携を密にし、対応しています。また、定期健診時の相談や、保育所・幼稚園への巡回・学校訪問も実施します。今後は、学校との連携強化が課題です。	継続	社会福祉課	発達支援相談事業は、発達相談・OT相談・言語相談・発達クリニック・発達支援クリニックを実施しています。保育所・幼稚園・小中学校の巡回相談や医療紹介等連携を行い、成長発達を促します。	発達支援相談事業では、保護者へ発達状況を伝える・成長発達を促すアドバイスを行う・育児への思いをきく等を通じて、発達支援及び育児支援を行いました。引き続き、子どもの成長発達全般を相談できる場として、発達支援相談事業を実施していきます。保育所・幼稚園・小中学校巡回訪問を予定通り実施しました。子どもの発達状況に合わせて、医療紹介を行い連携をしました。学校から相談依頼があるなど、学校との連携も広がってきています。	A
		④相談体制の充実	基幹相談支援センター等機能強化事業 発達支援センター管理運営事業・発達支援相談事業	社会福祉課内に相談専門員を配置し、特別支援教育センターとしての役割を担う京都府立丹波支援学校や福祉機関と連携しています。子育て発達支援センターで実施している相談業務の中でも対応しています。	継続	社会福祉課	社会福祉課内に相談支援専門員を3名配置し、障がい者やその家族等からの相談に対応するとともに、管内相談支援事業所に対する助言等の後方支援を実施するなど障害者基幹相談支援センターとしての役割を果たします。また、発達支援センターの発達支援相談事業では、発達相談・OT相談・言語相談・発達クリニック・発達支援クリニックを実施しています。障がい者やその家族、管内相談支援事業所等からの相談に応じ、関係機関との連携の下、必要な助言や情報提供を行うことにより障がい者が自立した日常生活、社会生活を営めるよう総合的、継続的に支援します。	社会福祉課内に障害者基幹相談支援センターを設置し、3名の相談員体制で当事者・家族等からの相談に応じ、情報提供や助言を行い総合的・継続的に支援を行いました。発達支援相談事業では、医師・心理士・作業療法士から保護者へ発達状況を伝え、成長発達を促す関わりでのアドバイスを行うことができました。今後も相談体制の充実を図ります。	A
		⑤障がい児保育の充実		きめ細かな保育を実施できるよう、保育士の加配を行っています。	継続	子育て支援課	園児の発達に応じて関係機関が連携し、乳児期からの発達状況を勘案して保育を実施するため、保育士の加配が必要な場合は配置します。今後も継続して園児の成長に応じた保育を実施します。	支援の必要な児童が増加しており、担任以外の加配保育士を配置しました。加配を必要とする児童70人(うち手帳保有者4人)	B
		⑥特別支援教育の充実	特別支援教育推進事業	市内小・中学校に特別支援教育支援員を配置し、通級指導教室を継続実施するとともに、特別支援教育に係る講座を通年で開催し、指導者の資質向上を図ります。	継続	学校教育課	市内小・中学校に特別支援教育支援員を配置し、通級指導教室を継続実施するとともに、特別支援教育に係る講座を通年で開催し、指導者の資質向上を図ります。	市内小・中学校に特別支援教育支援員を配置し、支援を必要とする児童生徒に配慮した教育の実践を進めました。	A
		⑦放課後児童クラブにおける支援	放課後児童健全育成事業	障がい等で支援が必要な子どもが安心して放課後を過ごせる場となっているかに視点を置き、必要に応じて受け入れを行っています。集団での過ごし方の検討や支援員の専門性の確保が課題です。今後は、受け入れ体制を確保しながら、支援が必要な子どもへの対応に関する支援員研修の充実を図ります。	継続	社会教育課	認定支援員研修を計画的に受講していきます。5年間に全ての支援員が受講できるようにします。	令和元年度末現在で受講資格のあるものは全員受講することができました。今後も計画的に受講を進めていきます。	B

南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和元年度)

資料1-2

達成度は「具体的取組と目標」の目標に対し、令和元年度で達成したかどうかについての達成度を担当課が記載しています。

【A】年度目標を達成している:「目標通り事業を実施・推進した」、「目標通り事業を実施・推進したが、新たな課題が見つかった」、「参加人数は少ないが、少人数で充実したものが行えた(※実施することが目標である場合)」

【B】年度目標を達成していないが、目標に対して推進が認められる:「目標の達成には至らなかったが、概ね事業を実施・推進した」~「目標の達成に至らなかったが、一部の事業を実施・推進した」

【C】年度目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない:「目標に対して、事業が全くできなかった」

【※】該当事業なし:「今年度は施策に対応したをおこなっていない」「施策に挙げている事業は廃止した」

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和元年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和元年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何が出来て、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成度
5 きめ細かな配慮を要する児童等への支援の充実	(3) 障がい等で支援が必要な子どもの家庭支援	⑧交流機会の充実		青少年活動事業では、年間を通じ、障がいのある子どもとの交流やボランティアをはじめ地域とのふれあいを高めており、今後も継続していきます。	継続	社会教育課	視覚障害者社会教育指導者研修会、聴覚障害者社会教育指導者研修会へ参加するとともに、視覚障害者成人講座、聴覚障害者成人講座を実施します。 障がいの者の社会参加と成人講座へのボランティアの参画を進めていきます。	各障害者社会教育指導者研修会へと参加することができ、また講座の実施も年間予定の通り開催しました。 高齢化等により参加者が減少しており、参加者の確保が課題です。 引き続きボランティアの参画を進めていきます。	B
		⑨経済的負担の軽減	福祉医療費支給事業 障害者等激励金給付事業 障害者等手当給付事業 障害児給付事業	障がいのある子どもやその家族のより安定した生活を保障するため、福祉医療・未成年心身障害者年金・障害児福祉手当・障害児通所支援を実施しています。	継続	社会福祉課	福祉医療は医療費の自己負担分を給付。対象者の経済的負担を軽減することで、安心して必要な医療を受けられるよう支援します。 未成年心身障害者年金は年額2万円を給付。心身障がい日常生活を著しく制限されている20歳未満の方の生活を健康で豊かなものにするよう支援します。 障害児福祉手当は月額14,650円を給付。対象者への所得保障を行うことで、重度の障がいによって生じる物理的・精神的な負担の軽減を図ります。 障害児通所支援は必要な福祉サービスを給付。障がいのある児童が、療育の観点から通所支援が必要になったとき、費用の一部を給付することで利用者の発育・発達を促し、経験を豊かにするとともに、円滑な社会生活の実現につなげます。	福祉医療は医療費の自己負担分の適正な給付により、対象者が安心して必要な医療を受けられるよう支援ができました。 未成年心身障害者年金は適正な給付により、対象者の経済的負担の軽減を図ることができました。 障害児福祉手当は適正な給付により、対象者の物理的・精神的な負担の軽減を図ることができました。 障害児通所支援は療育的支援を必要とする児童に対して、個々の発育・発達を促すとともに経験を豊かにすることができました。	A

南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和元年度)

資料1-2

達成度は「具体的取組と目標」の目標に対し、令和元年度で達成したかどうかについての達成度を担当課が記載しています。

【A】年度目標を達成している:「目標通り事業を実施・推進した」、「目標通り事業を実施・推進したが、新たな課題が見つかった」、「参加人数は少ないが、少人数で充実したものが行えた(※実施することが目標である場合)」

【B】年度目標を達成していないが、目標に対して推進が認められる:「目標の達成には至らなかったが、概ね事業を実施・推進した」~「目標の達成に至らなかったが、一部の事業を実施・推進した」

【C】年度目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない:「目標に対して、事業が全くできなかった」

【※】該当事業なし:「今年度は施策に対応したをおこなっていない」「施策に挙げていた事業は廃止した」

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和元年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和元年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何が出来て、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成度
6 安心して暮らせるまちづくりの推進	(1) 子どもの遊び場の確保	①公園などの整備	都市公園管理費	誰もが利用しやすい、身近な公園緑地の整備について、都市計画決定を行ったすべての都市公園の整備を完了しました。子どもたちの日常生活上の遊び場として、出入口や園路のバリアフリー化に努め、設置遊具の安全性を維持するため、引き続き適切な定期点検を実施し、維持管理を行います。	継続	都市計画課	都市公園等の施設、樹木、雑木草等の維持管理業務を行います。また、公園パトロールを実施して公園の安全管理に努めています。良好な都市環境を維持します。 令和元年度実施予定箇所数:24公園	植栽の手入れ、除草などの維持管理や毎月定期的に遊具などを点検して公園施設の安全管理を行い、誰もが安心して利用できる公園づくりを行いました。また安全管理上、更新が必要と判断した複合遊具3基について撤去を行いました。新しい複合遊具の設置は、令和2年度中に行う予定としています。 令和元年度実施箇所数:24公園	A
		②学校施設の開放(再掲)		社会体育並びに文化振興を図るために、継続して市内学校体育施設を開放し、文化・スポーツ活動の普及及び幼児・児童の安全な遊び場の確保を図っています。	継続	社会教育課	各小学校、中学校の体育館等を開放し、親子等でスポーツを楽しむ機会の確保を図ります。利用できる施設等の情報を提供します。	各小学校、中学校のグラウンドや体育館など多くの施設を開放し、スポーツ協会及び競技団体と連携した様々なスポーツの種目を楽しめる事業が実施できました。事前申込や参加料が不要な種目が多いのですが参加者数が低迷しており、確実に参加者を確保する手立てや気軽に参加できる雰囲気づくりと広報活動が課題です。	B
		③既存施設の活用		八木東教育集会所においては図書室開設事業を行い、隣接する児童館や保育所と連携した取組を行っています。また、同施設の2階で放課後児童クラブを開設し、既存施設を有効に活用して、子どもの居場所や利用する場を確保しています。既存施設の活用については、改修の必要性などに配慮します。	継続	社会教育課	八木東教育集会所においては図書室を週3回開設しています。	八木東教育集会所において、週3回、図書室の開設を行い、児童の居場所の提供に資することができました。八木東教育集会所の今後の活用については、地域とともに研究検討します。	B
		【参考:民間団体、ボランティア団体での取り組み】 ボランティア団体においても、小学校の跡地などの既存の施設を有効に活用して、親子で集える居場所づくりを行っていただいております。 ・よつといで:平屋地域活性化センターの活用(閉校後の施設活用)							
(2) 子育てバリアフリーの促進		④保育施設の開放		園庭開放により未就園児との交流を図り、子育て相談事業等を計画的に実施します。	継続	子育て支援課	八木中央幼児学園において、月1回園庭を開放し、6カ月以上の未就園児との交流を行っています。開放日を広報に掲載し、参加希望者を募ります。また、園部幼稚園、みやま保育所でも年数回、園庭を開放します。	八木中央幼児学園で年6回(9:30~11:00)開催しました。親子で季節を感じられる室内遊び、外遊びをしました。保護者同士の情報交換の場になったり、子育て相談の機会にもなっています。園部幼稚園は次年度の申込み時期に合わせて開放しました。みやま保育所では、年に数回開放を行うほか、子育て相談も実施しています。保育所入所を検討されている保護者の不安を直接聞く機会になり、集団保育の内容や施設、保育体制の案内を行っています。	A
		①公共施設などのバリアフリー整備		公共施設の段差の解消や、トイレの育児支援設備(ベビーベッド、ベビーキープ等)の設置を推進し、民間施設への啓発に努めます。	継続	子育て支援課	平成23年3月に公共施設に育児支援設備を設置済。日常点検、定期点検を行います。耐用年数7年(通常使用)を迎える平成30年3月以降の対応について、検討を進めます。	本計画作成前に公共施設に設備設置を行って以降、新たに取組めていません。設置設備については日常点検レベルで破損の確認はありませんが、製品の耐用年数からメーカーによる点検について調整を進めたいと考えます。	C
		②道路のバリアフリーの推進	交通安全対策整備事業	子どもや障がいのある人、高齢者の安全に配慮した道路整備を進めていきます。	継続	道路河川課	府道園部平屋線(園部町上木崎町・木崎町地内)歩道の不陸解消 平成29年度着手、完成 北側428m、南側520m 平成30年度以降当該事業なし	本年度該当事業なし	※
		③自転車歩行者道及び自転車レーンの整備の推進	京都府事業	京都府が整備する府道園部停車場線の歩道及び自転車レーン整備の早期完成に向け、京都府と共に努めます。	継続	道路河川課	府道園部停車場線(自転車レーン)用地を取得。一定区間の用地取得完了後、工事を実施します。	令和元年度に計画されていた用地補償について、契約済であるが繰越となっています。その他、計画箇所の工事及び電柱移転等について地元調整による設計変更を行いながら施工します。	B

南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和元年度)

資料1-2

達成度は「具体的取組と目標」の目標に対し、令和元年度で達成したかどうかについての達成度を担当課が記載しています。

【A】年度目標を達成している:「目標通り事業を実施・推進した」、「目標通り事業を実施・推進したが、新たな課題が見つかった」、「参加人数は少ないが、少人数で充実したものが行えた(※実施することが目標である場合)」

【B】年度目標を達成していないが、目標に対して推進が認められる:「目標の達成には至らなかったが、概ね事業を実施・推進した」~「目標の達成に至らなかったが、一部の事業を実施・推進した」

【C】年度目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない:「目標に対して、事業が全くできなかった」

【※】該当事業なし:「今年度は施策に対応したをおこなっていない」「施策に挙げている事業は廃止した」

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和元年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和元年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何が出来て、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成度	
6 安心して暮らせるまちづくりの推進	(3) 交通安全対策の充実	①交通安全教育の推進		南丹警察署と連携し、保育所・幼稚園・学校において交通安全教室を開催し、交通安全に対する意識の高揚を図ります。 また、学校においては自主防犯ボランティアである「見守り隊」による地域・保護者と連携した登下校時の見守りを実施します。	継続	学校教育課 子育て支援課	(学校教育課) 南丹警察署と連携し、幼稚園・学校において交通安全教室を開催し、交通安全に対する意識の高揚を図ります。 (子育て支援課) 公立各保育所、幼稚園において幼児期から交通安全に対する知識を深めるため、毎年南丹警察署の協力を得て交通安全教室を実施しています。 今後も継続的に実施し、保護者だけでなく、子ども自らも安全に対する意識を高めていける機会とします。	(学校教育課) 南丹警察署と連携し、幼稚園・学校において交通安全教室を開催し、交通安全に対する意識の高揚を図りました。 「交通安全プログラム」を活用して通学路のハード面の整備を進めました。 (子育て支援課) 公立保育所、幼稚園において南丹警察署と連携し「親子交通安全教室」や「子ども交通安全教室」等を実施しました。 また園外に出かけた際に、横断歩道の渡り方や道路の歩き方など、具体的な場面で指導を行い、交通ルールの意識を高めました。 普段から利用する散歩コースについて、南丹警察署や道路管理者と一緒に安全点検を行い危険箇所の確認ができ、注意喚起を促す看板の設置や劣化していた横断歩道の塗り直し等につながりました。	B A	
		【参考:民間団体、ボランティア団体での取り組み】 ボランティア団体においても、南丹警察署と連携した事業を実施され、交通安全教育の推進を行っていただいております。 ・よっといで:夏まつりで交通安全教室を実施、バトカー、白バイの乗車体験など								
		②地域の見守りの強化	交通指導員会運営費	交通指導員の協力による登校指導を継続して行うとともに、PTAや地域住民の見守りにより、子どもの交通安全指導を毎月1日と15日に行います。 また、チャイルドシートや自転車乗車用ヘルメット着用など、交通安全協会による街頭啓発により、子どもの安全対策を進めます。	継続	危機管理対策室	小中学校の通学時等における交通指導を毎月1日と15日に行います。	交通指導員による通学路の安全確保を実施しており、交通指導員の配置については、通学路や通学方法に対応した配置を行いました。 毎月1日と15日は、小中学生を対象に交通指導を行いました。 また、南丹船井交通安全協会については、夏の交通事故防止府民運動期間中に保育所にて啓発活動を実施しました。	A	
		③危険箇所の点検		PTAや地域・教育委員会などと連携して、年度当初はもちろんのこと、節目ごとに危険箇所の点検を行い、子どもたちが安心して生活できる環境づくりに努めます。内容に応じて、庁内で課題や要望を共有します。	継続	学校教育課	PTAや地域・教育委員会などと連携して、年度当初はもちろんのこと、節目ごとに危険箇所の点検を行い、子どもたちが安心して生活できる環境づくりに努めます。内容に応じて、庁内で課題や要望を共有しました。	学校安全計画に基づき、安全教育の充実に努めました。	A	
	④安全な道路環境づくりの推進	道路新設改良事業	通学(園)路や子ども・高齢者などの交通弱者の通行が多い箇所を中心に歩道の改良、整備を進め、誰もが利用しやすい快適で安全な道路環境づくりに努めるため、現地調査を行い計画的に改良整備に努めます。 また、小学校再編による通学路変更の状況を把握し、車道・歩道の別を明確にする施設整備を行います。	継続	道路河川課	中野辺小学校線(胡麻郷小学校西側の通学路)で延長80m区間に歩道を設置します。	事業は完了しました。	A		
(4) 子どもの安全対策の充実	①犯罪のおこりにくい環境の整備		南丹圏域で警察・南丹教育局・消防署等と連携を強化して、京都府下の不審者情報を保育所・幼稚園・小・中学校と共有し、注意を促すとともに、地域や関係機関等と協力しながら登下校時の見守りを実施します。 保育所・幼稚園は保護者の送迎を基本としており、保護者への啓発や「子ども安心メール」の配信や情報提供を行っています。	継続	学校教育課 子育て支援課	(学校教育課) 保護者への啓発や「子ども安心メール」の配信や情報提供を行う。 南丹圏域で警察・南丹教育局・消防署等と連携を強化して、京都府下の不審者情報を保育所・幼稚園・小・中学校と共有し、注意を促すとともに、地域や関係機関等と協力しながら登下校時の見守りを実施します。 (子育て支援課) 公立各保育所、幼稚園では保育時間等に不審者が敷地内に侵入してきた場合に備えて、権を各保育所、幼稚園に配置しています。侵入者が園舎に入ってきた場合の対応が定められています。 年度当初の保護者会で保護者に対して子ども安心メールへの登録を啓発しています。地域の関連機関が連携し子どもの安全確保に努めます。	(学校教育課) 南丹圏域で警察・南丹教育局・消防署等と連携を強化して、京都府下の不審者情報を保育所・幼稚園・小・中学校と共有し、注意を促すとともに、地域や関係機関等と協力しながら登下校時の見守りをお世話になり、児童生徒の安全確保に努めました。 (子育て支援課) 4月当初に、子ども安心メール登録の啓発を行いました。 また、南丹警察署の協力を得て、職員を対象にした不法侵入を想定した訓練を実施しました。	A A		
	②パトロール、見守り活動の充実		PTAや地域の団体と連携し、パトロールや地域住民による登下校時の見守り活動を実施し、登下校時の安全確保に努めます。	継続	学校教育課	PTAや地域の団体と連携し、パトロールや地域住民による登下校時の見守り活動を実施し、登下校時の安全確保に努める。	PTAや地域の団体と連携し、パトロールや地域住民による登下校時の見守り活動を実施し、登下校時の安全確保に努めました。	A		

南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和元年度)

達成度は「具体的取組と目標」の目標に対し、令和元年度で達成したかどうかについての達成度を担当課が記載しています。

【A】年度目標を達成している:「目標通り事業を実施・推進した」、「目標通り事業を実施・推進したが、新たな課題が見つかった」、「参加人数は少ないが、少人数で充実したものが行えた(※実施することが目標である場合)」

【B】年度目標を達成していないが、目標に対して推進が認められる:「目標の達成には至らなかったが、概ね事業を実施・推進した」~「目標の達成に至らなかったが、一部の事業を実施・推進した」

【C】年度目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない:「目標に対して、事業が全くできなかった」

【※】該当事業なし:「今年度は施策に対応したをおこなっていない」「施策に挙げていた事業は廃止した」

資料1-2

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和元年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和元年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何が出来て、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成度		
6 安心して暮らせるまちづくりの推進	(4) 子どもの安全対策の充実	③スクールガード・リーダーの充実		各小学校において、今後もスクールガード・リーダーによる登下校時の見守りを支援するとともに、学校の安全対策の指導を受け、改善に努めます。また、地域の方や保護者に対してスクールガードとしての役割等を学ぶ研修等を実施します。	継続	学校教育課	見守り隊を指導するためのスクールガードリーダーを配置してきたが、事業に一定の成果が見られることから、平成28年度に事業を廃止しました。	事業を廃止しています	※		
		④防犯用品の配布		新小学1年生・新入園児へは4月に安全帽を配布します。新小学1年生には4月に防犯ブザー・防犯鈴を配布します。	継続	学校教育課	新小学1年生・新入園児へは4月に安全帽を配布しました。新小学1年生には4月に防犯ブザー・防犯鈴を配布しました。	新小学1年生・新入園児へは4月に安全帽を配布しました。新小学1年生には4月に防犯ブザー・防犯鈴を配布しました。	A		
		⑤防犯教育の徹底と安全管理		防犯教室の開催や、スクールガード・リーダーや警察等による児童生徒及び教職員への指導・講習の実施など、防犯教育を推進するとともに、学校施設の安全管理に努めます。	継続	学校教育課	各学校において防犯教室の開催や、警察等による児童生徒及び教職員への指導・講習の実施など、防犯教育を推進するとともに、学校施設の安全管理に努めました。	各学校において発達段階に応じた防犯教育を行いました。	A		
		⑥情報伝達体制の確立		南丹圏域で警察・南丹教育局・消防署等と連携を強化して、京都府下の不審者情報を保育所・幼稚園・小・中学校と共有し、注意を促すとともに、地域や関係機関等と協力しながら迅速な情報伝達に努めます。「子ども安心メール」の配信や学校・関係機関への情報提供を行っています。	継続	学校教育課 子育て支援課	(学校教育課) 南丹圏域で警察・南丹教育局・消防署等と連携を強化して、京都府内の不審者情報を保育所・幼稚園・小・中学校と共有し、注意を促すとともに、地域や関係機関等と協力しながら迅速な情報伝達に努めました。 (子育て支援課) 年度当初の保護者会で保護者に対して子ども安心メールへの登録を啓発しています。毎年啓発することで、子ども安心メールへの登録への意識を高め、保護者への迅速な情報提供ができるようになります。	(学校教育課) 南丹圏域で警察・南丹教育局・消防署等と連携を強化して、京都府内の不審者情報を保育所・幼稚園・小・中学校と共有し、注意を促すとともに、地域や関係機関等と協力しながら迅速な情報伝達に努めました。 (子育て支援課) 年度当初に、保護者に対して安心メールへの登録を啓発しました。緊急・重要な情報については、随時、お便りや掲示板への掲示で対応しています。	A A		
		⑦安全教育の推進		保育所や幼稚園、学校において、安全に行動しようとする意識を高めるために実施している防犯訓練や避難訓練を今後も継続して推進します。また、学校安全計画・防災計画の策定と、それに基づいた取組を実施します。	継続	学校教育課 子育て支援課	(学校教育課) 保育所や幼稚園、学校において、安全に行動しようとする意識を高めるために実施している防犯訓練や避難訓練を今後も継続して推進します。また、学校安全計画・防災計画の策定と、それに基づいた取組を実施します。 (子育て支援課) 公立各保育所、幼稚園では子どものころから防犯、避難訓練に対して意識させるため保育時間等に地震や火災発生を想定した避難訓練を実施しています。災害から身の危険を守ることを幼少期から意識することで、とっさの時に指示に従い落ち着いて行動できるよう、継続して訓練を実施します。	(学校教育課) 地域と連携し、児童生徒が主体的に災害・防災についての理解を深め、自他の安全を確保する力を育成するための教育を推進しました。 (子育て支援課) すべての保育所・幼稚園において毎月避難訓練(地震、火災等)を実施しました。警察や消防署と連携した訓練も実施しました。特に交通安全については、施設周辺の危険箇所を記したマップを施設ごとに作成して掲示を行い、保護者への啓発を行いました。	A A		
		【参考:民間団体、ボランティア団体での取り組み】 民間団体においても、災害時対応の講習を実施され、安全教育の推進を行っていただいております。 ・NPO法人グローアップ:災害時対応の講習、ハザードマップの配布など									
		⑧地域ぐるみの防犯体制づくり		警察や学校などの関係機関でのネットワークを構築し、情報交換や地域の見守りによって犯罪の抑止に努めます。また、「こども110番の家」の設置により、子どもの犯罪被害の未然防止に努めます。今後、「こども110番の家」の周知や、学校再編等による関係機関や関係組織との連携の見直しを図っていきます。	継続	学校教育課	警察や学校などの関係機関でのネットワークを構築し、情報交換や地域の見守りによって犯罪の抑止に努めます。また、「こども110番の家」の設置により、子どもの犯罪被害の未然防止に努めます。	警察や学校などの関係機関でのネットワークを構築し、情報交換や地域の見守りによって犯罪の抑止に努めました。	A		
		⑨防犯灯の設置	公衆防犯灯設置事業	集落要望に基づく防犯灯の新設と市管理防犯灯の適切な維持管理を行うとともに、公衆防犯灯台帳の整備を行います。	継続	危機管理対策室	集落要望により新設公衆防犯灯の設置と市管理防犯灯の維持管理を行うとともに公衆防犯灯台帳の整備を行います。予算の範囲内で集落要望の公衆防犯灯を新設設置します。	今年度の公衆防犯灯の新規設置については、88箇所設置しました。LED化については、市内各区から要望があり、418灯のLED化が完了いたしました。また、市管理公衆防犯灯については、適切に維持管理を行い、通学者および通行者の安心安全の確保に努めることができました。	A		

南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和元年度)

資料1-2

達成度は「具体的取組と目標」の目標に対し、令和元年度で達成したかどうかについての達成度を担当課が記載しています。

【A】年度目標を達成している:「目標通り事業を実施・推進した」、「目標通り事業を実施・推進したが、新たな課題が見つかった」、「参加人数は少ないが、少人数で充実したものが行えた(※実施することが目標である場合)」

【B】年度目標を達成していないが、目標に対して推進が認められる:「目標の達成には至らなかったが、概ね事業を実施・推進した」~「目標の達成に至らなかったが、一部の事業を実施・推進した」

【C】年度目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない:「目標に対して、事業が全くできなかった」

【※】該当事業なし:「今年度は施策に対応したをおこなっていない」「施策に挙げている事業は廃止した」

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和元年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和元年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何が出来て、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成度
6 安心して暮らせるまちづくりの推進	(5) 子育てにやさしい住環境・生活環境の整備	①公営住宅の整備・管理		南丹市公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な修繕を実施していますが、市内公営住宅の老朽化が著しく、特に子育て世代が居住できる衛生的で機能的な住宅整備を検討します。各住宅の外壁改修及び八木地区における公営住宅の非現地建替えを実施します。	継続	営繕課	現在検討中	南丹市公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅園部向河原団地の屋根・外壁改修工事実施設計業務を行いました。これに伴い、次年度から改修工事を実施します。一方で、八木地区における公営住宅の非現地建て替えについては、関係機関との協議中であり、方向性が決まっていない状況です。	B
		②土地区画整理事業の推進	内林町地区:該当なし 八木駅西地区:土地区画整理費(負担金)	組合施行による土地区画整理事業実施により、住宅地の供給及び公共福祉に資する公共施設の整備を行っています。JR山陰線の複線化が進められるなど市街地化が進行しており、早急な公共施設の整備改善が望まれています。事業計画に合わせ整備改善を推進し、市民の利便性向上を図ります。	継続		現在事業中の八木駅西地区の土地区画整理事業について、技術支援により事業推進を図っています。 八木駅西地区:組合の事業計画に基づき事業継続実施中(令和2年度完了予定)		※
		③ファミリー向け住宅の設置検討		子育て家庭の多様なニーズに対応する良質なファミリー向け賃貸住宅について、市街化区域内において供給地の整備を検討します。八木地区での公営住宅の非現地建替えにあわせ、定住促進を視野に入れた子育て家庭のニーズに対応する住宅を整備することを検討します。	継続	営繕課	現在検討中	公営住宅は、住宅に困窮している低額所得者を対象とした住宅であり、家賃についても低額に抑えられていることから、これらの趣旨や制度の範囲内において実施の可否も含めて引き続き検討していくこととしますが、現時点においてはその方向性が決まっていない状況です。	C
		④公営住宅の優先入居措置の推進		就学前から中学生の子どものいる世帯の入居の優遇措置を今後も継続して行います。	継続	営繕課	現在検討中	従来から中学校卒業前の同居者がある場合については、入居資格の一つである収入基準について条例で緩和措置を設けているところであり、引き続き同措置を実施していくこととします。	B
		⑤若者夫婦向け住宅供給の促進	定住促進事業 (地域連携型住宅整備事業)	南丹市定住促進アクションプランに基づき、民間住宅の未整備地域における定住者向け住宅整備を推進します。定住を希望する若者の意向やUターン者の動向を把握し、特に若者夫婦を対象にした住宅などの整備について検討します。定住希望者が定住を決定するまでの居住や人間関係の構築を補完する定住者向けお試し住宅の整備を検討します。また、各地域と連携し、空き家等を活用した地域密着型お試し住宅の整備を推進します。	継続	地域振興課	空き家の活用による地域の定住促進を目的とし、地域団体の企画立案により、整備、運営される、お試し住宅及び定住促進の拠点としての機能を果たす施設の整備に対し補助金を交付します。 令和元年度:5か年5施設を整備	令和元年度:1施設整備(園部町地域1施設) 空き家を活用して、定住希望者が定住を決定するまでの住まいとできるシェアハウス機能、また定住希望者や地域の方々が交流する場となる拠点施設の整備ができました。	A
		⑥子育て家庭に向けた情報提供の充実	市有財産処分等促進事業	ゆとりある住環境を希望する子育て家庭に対し、市有地「平成台」の分譲情報を提供しています。分譲地PRにあわせて子育て施策の情報を提供し、子育て世代に対するPRを継続します。	継続	総務課	平成台分譲地のホームページでは、子育て施策サポート内容をPRしています。また、平成台のほか処分可能で住宅用地となりうる市有地の広告の際には、子育て支援に係る情報提供に努めます。 (平成28年度より、平成台販売促進事業を、市有地処分等促進事業に変更) (平成29年度より、市有地処分等促進事業を、市有財産処分等促進事業に変更)	令和元年度に平成台分譲区画は完売しました。平成台分譲地以外の住宅用地となりうる市有地売却は1件ありましたが、園部町在住の方が購入されたので子育てに関する情報の周知は行っていません。今後、平成台分譲地のような大規模な分譲区画を販売する計画はありませんが、市有地売却の広告を行う場合、子育て施策サポート内容の周知について検討します。	A
		⑦緑化の推進		個人や有志グループなどによる自発的な緑化・飾花、里山づくりなどが行われています。飾花グループの活動を支援しているほか、グリーンカーテン事業の継続維持ができるように検討します。	継続	市民環境課	保育所、幼稚園、小・中学校でのグリーンカーテン事業の継続維持ができるようにします。	南丹市の環境を守り育てる会が中心となって事業を継続していただいております。今年度は保育所・幼稚園・小・中学校あわせて10箇所を取り組んでいただきました。全市民的な取り組みとなるよう更なる普及を目指します。	A

南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票 (令和元年度)

資料1-2

達成度は「具体的取組と目標」の目標に対し、令和元年度で達成したかどうかについての達成度を担当課が記載しています。

【A】年度目標を達成している:「目標通り事業を実施・推進した」、「目標通り事業を実施・推進したが、新たな課題が見つかった」、「参加人数は少ないが、少人数で充実したものが行えた(※実施することが目標である場合)」

【B】年度目標を達成していないが、目標に対して推進が認められる:「目標の達成には至らなかったが、概ね事業を実施・推進した」～「目標の達成に至らなかったが、一部の事業を実施・推進した」

【C】年度目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない:「目標に対して、事業が全くできなかった」

【※】該当事業なし:「今年度は施策に対応したをおこなっていない」「施策に挙げている事業は廃止した」

基本目標	基本施策	施策名	事業名 (予算を充てている事業がある場合) (関連する事業がある場合)	事業内容	実施区分	担当課	具体的取組と目標 (事業内容をより具体的に、又は補足) (単年度目標と計画最終年度である令和元年度の目標) (可能なものは数値で示す)	【令和元年度末】評価 (目標が達成できたかどうか) (何が出来て、何ができなかったか) (問題点と次への課題)	達成度
6 安心して暮らせるまちづくりの推進	(5) 子育てにやさしい住環境・生活環境の整備	⑧環境保全の推進		地域やグループなどによる美化清掃活動を通じて、地域環境の保全が図られています。自然環境の保全に努め、豊かな緑、清らかな水、新鮮な空気といった南丹市の自然を次世代に引き継いでいきます。	継続	市民環境課	「みんなできれいなまちづくり」を目指し、積極的に活動を行っています。	区役員や環境美化推進委員が中心となって、美化清掃活動が行われており、地域の環境保全が図られました。	A
		⑨若い世代への就職支援	創業支援事業	ハローワークや京都ジョブパークと連携し、これら関係機関が開催するセミナーの周知等、若者の就職につながる活動の支援を行います。また、地域の人材や活力を生かした経済発展を促すため、商工会等が行う起業支援や商工業者への取組を支援します。	継続	商工課	ハローワークや京都ジョブパーク等と連携し、これら関係機関が開催するセミナーの周知等、若者の就職につながる啓発を行います。また、地域の人材や活力を生かした経済発展を促すため、商工会等が行う起業支援や商工業者への取組を支援を行います。	若者サポートステーションやハローワーク、京都ジョブパーク、広域振興局管内市町で合同開催するセミナー、就業フェアについてWEB及びCATV等により周知を徹底しました。また、定期的な情報共有により新規企業等の地元採用を促しました。 9/14～10/26にかけて創業セミナーを開催し、市内で創業を希望する者33名に対し支援を行いました。また新規企業者が活用できる補助制度を次年度から実施できるよう制度の構築を図りました。 若年層に対する情報発信が不足しており、さらに情報の発信強化を図ること、また市内企業の魅力を伝えることが重要だと認識しています。	A
		⑩魅力あるまちづくりと雇用の創出	南丹市ものづくり産業雇用支援助成金交付事業	若者の定住を促進するため、大学などの教育研究機関と連携し、地域資源などを活用したもののづくりをテーマにしたまちづくりを推進するとともに、積極的に企業誘致に努め、新たな環境や産業の創出を図ります。京都府と連携し、京都新光悦村等への誘致活動を行っています。引き続き誘致を推進するとともに、平成27年に新設された京都府立南丹高校テクニカル工学系列をはじめとした高校、大学等との連携を図ります。	継続	商工課	京都府と連携し、京都新光悦村を中心に、企業誘致活動を行います。また、雇用の受け皿となる製造業に対し、南丹市民の雇用について助成金を交付し、雇用の確保に努めます。	令和元年度の企業誘致活動については、京都新光悦村内への新規進出企業が内定も含め3件決定し、民間の土地においても1件の新規企業誘致が完了しました。 南丹市民の雇用に関しては、補助制度を活用した中小企業では5社15件の採用があり、40歳未満では12件、うち30歳未満の若年者は11件の採用が認められました。 さらに補助事業を活用していない誘致企業を含めると市内企業の新規採用者数は80件となり、うち南丹市民は35人の採用となっています。さらに優良企業の誘致を進め、若年層の地元採用の推進を図ることとします。	A
		⑪若者定住施策の充実	定住促進事業 (おかえり南丹支援事業)	南丹市定住促進アクションプランにおいて、定住促進施策の対象を生産年齢世代(特に子育て世代)に絞り、効果的な定住促進施策を推進します。若者定住に向けたプランの具現化に向け、財政面などを考慮しながら制度設計を検討します。	継続	地域振興課	市内での永住又は5年以上にわたって居住する意思を持ち、満18歳未満の家族とともに転入した転入者に対して南丹市Uターン者住宅購入・新改築支援商品券交付要綱に基づき商品券を交付することにより、定住促進を図ります。また、U・Iターン者で、雇用されたときの年齢が40歳未満の者で5年以上、本市から転出ししない意思を示した者に対し、南丹市U・Iターン就職支度商品券交付要綱に基づき商品券を交付することにより、定住促進を図ります。 令和元年度:転入者が転出者を上回る転入超過状態。	令和元年度:転入者1,240人、転出者1,329人 Uターン者住宅購入・新改築支援商品券交付件数 平成30年度16件、令和元年度25件 U・Iターン就職支度商品券交付件数 平成30年度5件、令和元年度3件 転入超過となるよう、今後も定住促進を図ります。	B
		⑫定住促進に向けた情報の発信	定住促進事業 (定住促進サポートセンター運営事業)	若者の定住促進に向けて、ホームページや広報紙などを活用し、住宅に関する情報やまちの情報などを発信します。また、平成26年度に若者の定住促進を目的とした若者向けのホームページやガイドブックを作成し、情報発信をしていきます。また、集落の情報をもとめた集落の教科書づくりを推奨します。常に新たな情報が発信できるよう、情報などの管理体制を整えます。	継続	地域振興課	平成27年9月に定住促進の拠点施設として、旧五ヶ荘小学校内に設立した「南丹市定住促進サポートセンター」を平成30年度から日吉支所内に移転し、定住促進につながる情報発信、移住相談を実施しています。また、南丹市定住促進サイト「nancla」から情報発信をします。 年間相談件数 200件	定住促進サポートセンターを運営し、移住相談を実施しました。 相談件数 419件 マッチング 19件 登録件数 59戸 南丹市定住促進ホームページ「nancla」による情報発信を行い、充実を図っています。また、南丹市定住ガイドブック「nancla」を作成し、施策や制度内容等の周知を行いました。	A